

## 堺市社会的養育推進計画 第6回懇話会

日 時：令和元年10月25日（金）

14：00～

場 所：健康福祉プラザ AB会議室

### ○事務局（中原）

お待たせいたしました。ただ今より、堺市社会的養育推進計画懇話会を開催いたします。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただきます、子ども家庭課の中原でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、本日配布の資料等について確認をいたします。

#### ※ 資料等説明

資料等はすべてそろっておりますでしょうか。

本日の懇話会のほうなんですけれども、加藤委員、門屋委員、福田委員、山縣委員が残念ながらご欠席となっております。

本懇話会は、この懇話会の要綱第6項に基づき公開となっております。

本日、傍聴の方はいらっしゃらないという形となっております。

あと、本日の会議内容は、会議録作成のため録音させていただきます。会議録につきましては、堺市のホームページで公開させていただきますので、あらかじめご承知おきください。録音を開始させていただきます。

あと、本日の議題のほうなんですけれども、次第にありますとおり、この計画案について、ご検討していただく形となっております。

進め方といたしましては、計画の、1枚開いていただいて目次のほうになりますが、策定項目10項目となっておりますが、こちらを大きく3つのブロックに分けて、ご説明、ご検討いただきたいというふうに思っております。

1つ目のブロックとしましては、1番の全体像、2番の子どもの権利擁護の取り組み、3番の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取り組みが、1つ目のブロックとさせていただきます。

2つ目としましては、4番の代替養育を必要とする子ども数の見込み、5番の里親等への委

託の推進に向けた取り組み、6番の特別養子縁組の推進のための取り組みが、2つ目のブロックとなります。

そして最後に、7番目の施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組み、8番の一保改革に向けた取り組み、9番の社会的養育自立支援の取り組み、そして最後、10番の児童相談所の強化等に向けた取り組みを、3つ目のブロックとさせていただきます。

大体、1つのパートで30分程度の時間を目安として遂行していただければというふうに思っておりますので、委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行となるよう、ご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきましては、伊藤座長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○伊藤座長　では、どうぞよろしくお願いいたします。本日、出席の委員が少なく、大変残念なんですけれども、活発なご審議、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、目次の2番と3番の説明に移っていただきたいと思います。

では、事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（岩本）　説明させていただきます。子ども家庭課岩本です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

目次の2番と3番の前に、全体像の説明を簡単にさせていただきます。2番、3番の説明のほうに行きたいと思います。

全体的に、この計画の中で専門用語がございますけれども、この専門用語につきましては、今回はつけていないんですけれども、用語集という形でまとめさせていただきます。パブリックコメントとかで、市民さんが見るときにわかりやすいような形で提供させていただきたいなというふうに思っておりますので、ご了解いただければというふうに思います。

そうしましたら、1番の全体像の1ページ目の説明をさせていただきます。

全体的に、国の方針に従ってということになるんですけれども、重要なポイントを読ませていただきたいなというふうに思います。

6行目あたりに「また、」書きがございます。そこを読ませていただきますけれども、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。これは改正法によりまして、これに基づきまして、29年8月に国が設置しまし

た「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」によりまして、この「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられたということになっております。

このビジョンでは、「家庭養育優先原則」を実現するために、子どもの養育の受け皿となる里親をふやしたりとか、里親をふやす中で、次の次の行になりますけど、「3歳未満」というところですけども、3歳未満につきましてはおおむね5年以内に、それ以外の就学前の子どもにつきましてはおおむね7年以内に里親委託率、括弧を飛ばしまして、75%以上を実現しまして、学童期以降はおおむね10年以内をめどに委託率50%を目指すというようなことで示されております。

2行後ろに行きまして、そして、既存の都道府県推進計画、堺市におきましては、27年3月に策定していますけれども、これを全体的に見直しまして、新たな計画をつくっていくということが求められているというところが、計画策定の趣旨となっております。

この「計画の期間」になりますけれども、令和11年度を終期とさせていただきます。令和2年度から6年度までを前期、そして7年から11年までを後期としまして、その6年度末と各期の中間年を目安としまして、進捗状況等々の検証結果を踏まえまして、計画の見直しを図っていくということとなっております。

「他の計画との関係」ですけれども、最後の2行目の後ろぐらいからですけれども、堺市子ども・子育て総合プランの内容と整合性を図って、この計画をつくっていくということで、予定をしているというところがございます。

これが、基本的な考え方及び全体像というところでは。

そうしましたら、本題のほうの大きな2番の2ページ目になりますけれども、子どもの権利擁護の取り組みの説明をさせていただきたいというふうに思います。

この2枚目、3枚目をあけていただいて、見ていただくというところをお願いしたいんですけども、ここは、第4回の懇話会でお示しさせていただいている内容をぎゅっとまとめさせて、提供させていただいているというところがございます。

大きく3つのパートに分かれています。(1)番では、子どもから意見を酌み取る方策の(1)番、(2)番としましては、施策を検討する際に子どもから意見を聞くというパート、そして最後に、3番としまして、第三者から子どもの意見を聞き取ることというところで、3つの構成になっております。

(1)から説明をさせていただきます。ここでは、措置された子どもであったり、一時保護

された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもの意見聴取であったり、それを酌み取る方策をやっていきなさいというところでも言われております。

その中で、①番から⑦番までの取り組みを、現在、堺市としてやっているというところがございます。

例えば①番の権利ノートハンドブック、これにつきましては、また用語解説で何かということとはつけ加えたいなと思っておりますけれども、このハンドブックを用いまして、現在は、子ども相談所と児童養護施設の職員が共通でこのペーパーを利用しまして、権利擁護を意識しました支援を実施しているというところがございます。

例のもう一つとしまして、⑤番の「苦情解決の推進」でございますけれども、ここにおきましては、児童養護施設では、苦情解決の責任者であったり、苦情の受付担当者を設置しまして、苦情を聞いたり、解決に努めているところです。また、施設以外の方を第三者と置きまして、苦情の相談員であったり苦情の調整員として、その解決のために、適切な対応を行っているというところがございます。

また、ほかのやり方としましては、子どもさんが意見を出せるように、意見箱を設置したり、児童の自治会を行ったり、個別の面接、日記の指導などにより、職員が子どもの意見を聞きやすいような環境づくりで支援しているというところが、現状の取り組みとなっております。

ここから<課題>を挙げていきますけれども、①番、これも、第4回で挙げている部分になるんですけれども、権利ノートハンドブックにおいて、今現在使っている部分では、里子に関する権利の視点であったり、自立支援の視点が不足しているということ、②番としまして、ライフストーリーワークにつきましては、必要に応じて選定を行い実施しておりますけれども、全てが全て、全部やっているというわけではないということ、③つ目、子ども相談所の運営に関する評価検証として実施している一時保護所の評価検証におきまして、入所児童の意見聴取であったり、現地の視察が行われていないというところです。

<今後の取組>につきましては、①番につきましては、この里子の視点などなどを入れまして、今度、改訂をしていきたいというふうに考えております。

②番のライフストーリーワークにつきましても、10歳前後で、入所の事由をどう捉えているかというところの仕組みをつくっていきたいというふうに考えています。

③つ目ですけれども、今の評価をリニューアルして、第三者評価制度の整備を検討していきたいというふうに考えております。

これが、（１）の取り組みとなります。

（２）番の取り組みですけれども、ここでは、施策を検討するとき、子どもさんから意見を聞きましょうというようなパートとなっております。

<現状>としまして、過去にもアフターケアを考える上で、退所者児童の実態調査ということで、大阪府・大阪市と合同で調査を行いました。要するに、何か取り組みをするときには、意見をすぐに聞いているというような現状がございます。

<課題>としまして、何か行政とか施設職員だけで企画、取り組みをするのではなくて、やはり当事者の意見を聴取するということが必要であるということです。<今後の取組>としましては、先ほども言いましたハンドブックなんかを改訂するときには、まさに、子どもさんの権利擁護に直接かかわるようなものになりますので、子どもさんから、アンケート調査であったり、インタビュー方式、これはまだ、どのようにするかは未確定なんですけれども、そのような形で意見を酌み上げて、ハンドブックの改訂をする際にも、意見を聞いていきたいというふうに考えております。

これが、（２）番の説明となります。

続いて３枚目に行きまして、（３）番の説明です。

ここでは、第三者による支援により、適切な意見表明ができるように、取り組みをしていこうというようなパートになります。

今現状としまして、大切なお知らせということで、はがきで子どもさんから意見を聞いたり、また、フリーダイヤルとしまして、我々子ども家庭課にかかってくるような形になるんですけれども、電話で今の境遇というのをお話できるというようなものであったり、また第三者委員というところで、玄関にポスターを張っておりまして、そこに連絡先が書いてあって、何かあったらその第三者委員さんに連絡をするというようなことで、現状、意見が聞けるようなツールはあるというようなことになっています。

しかしながら<課題>としましては、やはり、なかなか顔が見えるような機関というのが子どもにとって少ないのではないかというようなことは、以前、委員さんのほうからもお伝えはしていただいております。そういうような部分は、我々のほうとしても認識しているというところです。

ですので、<今後の取組>というところですが、まずは、子どもにとって安心して意見表明ができるように、さらに我々の顔というか、そういったものを周知していく必要がある

というふうに考えております。

その1つのツールとしまして、②番でございます、例えばですけれども、第三者委員さんが、入所している子どもたちと一緒に食事をともにするなど、第三者委員だけじゃなくて、この子どもたちにかかわる大人が、ふだん交流を持てるようなことというのを検討して行って、いつでも気軽に子どもが連絡できるような体制というのをつくっていかねばならないなというふうに考えております。

これが、大きな2番の権利擁護の説明となります。

続きまして、3番の家庭支援体制の構築に向けた取り組みの説明をさせていただきます。4ページ目をごらんください。

ここでは、(1)から(6)までございますので、説明をさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、子育て世代包括支援センター、これにつきましては、国のほうが設置をしていきなさいと、普及していきなさいというような形になっておりまして、堺市におきましては、既に設置済みというところでまとめさせていただいております。

(2)番の家庭総合支援拠点の設置につきましては、<現状>を読ませていただきますけれども、「子ども等に関する実情の把握、状況の提供、相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点であり、本市では、主に、各区の子育て支援課がその機能を有している。」というところでございます。

ここにつきましてはの<課題>ですけれども、ここに置く職員が、家庭支援員と虐待対応専門員という職員を置かなければならないんですけれども、現在、配置の基準を満たしていないというところでございます。ここを、計画的に体制強化を図っていきまして、令和4年度に向けて、全区設置を目指していきたいというふうに考えております。

続いて(3)番の人材育成になります。ここは<現状>としまして、要対協の調整担当者の研修というところになりますけれども、ここは、既に29年度から実施しているというところなんです。また、能力向上研修というものも、年5回程度、実施しているというところなんです。

<課題>としましては、要するに、家庭総合支援に携わる全ての人材が、その知識であったり、技能を向上させる必要があるというところがございます。

<今後の取組>としましては、まず、要対協の調整機関である調整担当者新たに配属された職員につきましては、必須で、当然ながら受講をしていただくというのと同時に、計画的に

この総合支援にかかわる職員に対しましては、受講を促していきたいというふうに考えています。

これが、人材育成の取り組みになります。

(4) 番の市町村の支援メニュー、これは、ショートステイ・トワイライトステイになりますけれども、〈現状〉といたしましては、①番ですけれども、計6カ所、堺市が利用可能な施設となっております。②番、③番が、ショートステイとトワイライトステイの利用実績ということになっていまして、これは既に、前回の懇話会でもお話させていただいている部分になります。

ここから導き出している〈課題〉ですけれども、やはり、児童養護施設の入所状況などなどによりまして、ショートとトワイライトの利用ができない場合があると、これは、夏休みであったりとか、施設の定員に対して、在籍している児童さんがちょっと多い状況で、なかなか受け入れられない。時と場合によって、受け入れ、利用できないというような場合がございます。

②番としましては、先ほどの利用可能な施設6カ所というところがございましたけれども、市内に施設が偏在しておりまして、全区域内で受け皿がないというようなところが課題かなと考えております。

それに基づく取り組みといたしまして、①番ですけれども、児童養護施設におきまして、これまで培ってきました養育の専門性を発揮しまして、さらに、小規模かつ地域分散化によって生まれまして本体のスペースというものを生かしていきまして、多機能の取り組みとしまして、今後もショートとトワイライトステイの受け皿を確保していきたいというふうに考えます。

また、②番につきましては、市内に偏在しているという部分になりますけれども、週末里親さんであったりとか、民間団体さんを活用しまして、今後は、少しでも受け皿を広げていくというようなことで考えております。

一応、〈参考〉としまして、子ども・子育て総合プランに載せている量の見込みを掲載させていただいたのと、あとは、週末里親さんの実績数ということで掲載をさせていただいております。これは、参考で掲示させていただいております。

続きまして、次のページに行かせていただきまして、6ページ目の(5)番の「母子生活支援施設の活用」になります。

〈現状〉ですけれども、他市から避難されてきました母子の日常生活の支援であったりとか、子育て支援等々を、今の母子生活支援施設でやっていただいているというところがございます。

しかし、これは他市からというところになりますので、今後は、母子保健を中心とした相談体制に加えまして、堺市における妊娠期から出産後の親子を継続的に支援していくというよう  
な必要があるというふうに考えております。

ですので、既存の母子生活支援施設を今後の取り組みとして活用していきまして、特定妊婦  
等の入所支援を行っていききたいというふうに考えています。

最後に（６）番、児家センの機能強化等というところでございます。

児家センの取り組みというのは、要綱に書かれています、子ども相談所の指導委託であつた  
りというのがございますけれども、特に、地域の実情に応じた業務というところで、堺市で言  
いましたら、下の⑥番と⑦番になりますけれども、DV被害で避難されてきました避難児と保  
護者への心理ケアを堺市ならではの取り組みとしてやっていたりとか、乳幼児未受診者、未就  
園児、不就学児等でも、状況確認調査ということで、これについても、これは何かと言いまし  
たら、目黒区の事件なんかで、転居であつたりとか、未就園児とかというところで、重篤な虐  
待があつたというところで、学校に行っていない、幼稚園に行っていない、保育所に行ってい  
ないというような園児、子どもさんに対して、緊急の点検というところで、国のほうで実際さ  
れたものになるんですけれども、その現地訪問という業務を業務委託させていただいて、現在  
のところ調査をやっているというところになっております。

<課題>につきましては、現在、虐待の対応件数が増加している中で、子ども相談所であつ  
たりとか、各区の子育て支援課を補完していく、地域に応じた役割を果たしていく必要がある  
というところでございます。

<今後の取組>としましては、児童家庭支援センターの専門性を生かしまして、子ども相談  
所、各区の支援課を補完する事業を、今後も⑥番、⑦番以外にも強化していきたいというふう  
に考えていますし、また、指導委託につきましても、委託件数の増加を図っていきたいという  
ふうに考えております。

以上が説明となります。

○伊藤座長　　ありがとうございました。

ただいまの目次の２と３の説明につきまして、委員の先生方からご質問、ご意見等を頂戴し  
たいと思います。

いかがでしょうか、２番、３番どちらからでも大丈夫ですが。

○中村委員　　いいでしょうか。



○伊藤座長 はい、お願いします。

○中村委員 3番のほうで、4ページ目の(3)のところの子ども家庭支援にかかわる職員の人材育成というところがあるんですけども、研修などをして、知識や技能を向上させるというところがあるんですけども、このあたりは、例えば職員さんが異動なんかによって、せっかく成長してきた方が他部署に行って、それを、今まで積み上げてきたものが生かせないというふうになっていないかとか、そのあたりも、ちょっと気になるところではあるんですけども。

あとは、常勤なのか、非常勤なのかというところあたりが私はわからないんですけども、その職員さんの立場であるとか、異動の状況というところも、ここが大きくかかわるといえるかなと思っております。なので、しっかりと職員さんが定着して、積み上げてきたものを生かせるような状況にする必要があるのではないかなというふうには思います。

○伊藤座長 ありがとうございます。この点はいかがでしょう。

○事務局(岩本) 研修につきましては、常勤、非常勤にかかわらず、その職場についてというところでありましたら、もう全員に受けていただいているというところでございます。

また、新人というところで、新規採用、または異動でかわってきた職員につきましても、全部、常勤、非常勤にかかわらず受けていただいているというところになっておりますので、そこは、担保できているかなというふうには考えています。

ただ、ほかに、調整担当者機関以外の、この家庭総合支援に携わる職員さんに対して、もっともっとアプローチしていったら、研修等々を促していく必要があるかなというふうなところは考えております。

○事務局(菅原) あと、子ども相談所なんですけれども、子ども相談所も、こういったさまざまな研修に参加させていただいて、異動は確かにやっぱりございます。比較的、福祉の領域の中の子ども相談所の職員というのは、なかなかルーチンな異動の期間では人は育ちにくい、時間がかかるものですから、その点につきましては、若干長目の異動のスパンにはなっているんですけども。

また、異動先につきましても、全く子どもの仕事を、子どもさんをやっていたのに、全然、大人の仕事や、高齢の仕事やというのはないことはないんですけども、それは比較的配慮していただいて、区役所の子育て支援課に配属をして、今おっしゃっていただいた、せっかく培った経験や研修のノウハウというのを新たな職場で生かせるように、できる限り、そのところは、異動先でも配慮をして異動をするように、関係当局にはお願いをしているところです。

○伊藤座長　　よろしいでしょうか。

○中村委員　　はい。

○伊藤座長　　公務員なので、職員の異動というのは避けられないものだと思うんですけども、今の中村委員のご指摘は、非常に重要かなと思って。やっぱりその職場で、ベテランが誰もいなくなるような異動の仕方ではなく、半舷上陸といいますか、その専門性がきちんと、組織としてのチーム力が落ちないような異動の仕方をしていくということは非常に重要かなというふうに思いますので、重要なご意見をありがとうございました。

井上委員、いかがでしょう。

○井上委員　　今の関連で、これは今、子育て支援課でやっているというふうには書いてはるんですけど、常勤、非常勤というのは、今現在は、どのぐらいの割合になっているんですかね。

○事務局（中原）　　区の子育て支援課のほうでは、家庭児童相談室ということで、虐待対応をしている職員になりますが、7区で、大体1区におきまして、3名から4名ぐらいが非常勤職員、非常勤職員がもうメインになっておりまして、あと7区中5区になりますが、常勤の家庭児童相談員を配置しているという形になっています。

○井上委員　　それを、最終的には、どういう形に持っていこうというふうにお考えなのかなと。

○事務局（中原）　　虐待対応じゃなくて、家庭支援員のほうは、国でいくと、常勤職員1名は配置ということになっておりますので、子育て支援課のこの相談支援に対応する常勤職員は、今現在2名はいてるんですけども、実際にこの業務で、丸々1人分というところに達しているかどうかというところがありますので、今後、常勤職員の1名が増員できないかどうかというところの、各区で、検討を進めていくとともに、虐待対応もしている家庭相談員のほうも、ちょっと今、具体的に何名という数字はあれなんですけども、極力、国が示している配置基準に近づけるように、配置のほうを、今後増員といいますか、体制の強化を進めていきたいというふうに思っております。

○伊藤座長　　よろしいでしょうか。

○井上委員　　ぜひとも、私どもは、もう正直、こども園をやっていますけど、やはりこういうときに非常勤の方というのは、いい方もいらっしゃるんですけど、さっき中村委員がおっしゃっていましたように、ちょっと急にかわってしまったり、そういう方が非常に多いので、その引き継ぎ等々がなかなかうまくいっていない部分も結構ありますので、ですから、でき

る限り、常勤さんでやっていただけたらなというふうには思っていますので、それはそうなのかな。

それともう一つ、これは何番になるんですか、2番のあれなんですけど、の下です。一時保護所の第三者評価制度って、第三者評価制度の整備をする、これは、どういう機関で行う予定なんですかね。

○事務局（岩本） 施設さんのほうでも、第三者評価制度を使ってやっている部分があるじゃないですか。ああいうようなものを、一時保護所においても取り入れていきたいというふうな、検討をしていきたいと。

他市でも一部やっている部分があるので、一時保護のガイドラインなんかに沿って、他市の部分を見ていきながら、現在、その施設とかでやっているようなのと、第三者評価制度というものを、一時保護所にも取り入れているというようなイメージのものにはなります。

○井上委員 そしたらもう一般の、そういう第三者評価機関でやられるという。

○事務局（岩本） そうです。

○伊藤座長 よろしいでしょうか。

○事務局（菅原） ちなみに、今の話なんですけども、30年度、ご指摘を頂戴いたしましたのが、定員が超過の状況になっているとか、あと、入所期間が長期化していますとか、これはやっぱり、個別対応が必要であるケースってたくさん入ってくるんですけど、個別対応室というのはあるんですけども、それ以上に、個室対応が必要なお子さんが入ってくる。なかなかお部屋の割り振りが、毎回毎回スムーズにいきにくいところがあるというところ辺のご指摘を頂戴いたしました。

○伊藤座長 ありがとうございます。

もうだから、既に第三者評価は受けたことがあるということですかね。

○事務局（菅原） そうです。

○伊藤座長 これを、より充実して、継続していくということですね。

○事務局（菅原） そうです。1年置きになりますので、そのいただいたご指摘についての改善は、翌年、翌々年になるんですけど、それを、またご報告させていただいてという形になります。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ほか、今、じゃ、2番にお話に移ってきたので、2番から順にちょっとやっていこうかと思

いますが、2番について、中村委員のほうからはありますか。

○中村委員　そうですね。ここはもう、なかなか毎回言わせていただきつつ、難しいと思うんですけども。

例えば(2)の退所時の話を聞いていくというところで、やはり、まだ連絡がとれる子というのは、状況はむしろいいことが多くて、語弊のある言い方になったら申しわけないんですけども、私たちは、どうしても非行とかになってしまった子どもの話を聞く機会が多いですけれども、その子たちの話を聞いていると、施設にいたときの生活がしんどかったという話もどうも出てくるし、連絡がとれる子たちと違うような視点の話も出てくるので、なかなかこっち側から、補足しにくい子どもたちの意見をどう集めていくのかというところは、難しいなと思っています。そこら辺は、ちょっと感想みたいな話になってしまったんですけど。

○伊藤座長　ありがとうございます。

退所者の方の声を聞くって、すごい大事やと思うんですね。振り返ってみてどうだったかというところで、インケアとかリービングケアの課題が見えてくると思うんですけども。

多分、何か大きく2つやらなければいけないことがあって、1つは、今中村委員もおっしゃってくださったとおり、連絡がとれなくなる子どもたちがよりしんどい生活をしていることがすごく想像できるので、各施設に、その退所者名簿の退所者情報の管理をしっかりしてもらうとか、出ていくときに、もちろん連絡先とかをしっかり把握しておくと思うんですけども、その後の各施設でのアフターケアの中で、きちんと定期的に連絡を取り合う関係をつくるとか、そういう仕組みをつくるとかで、退所者の名簿というか、連絡先をきちんと定期的に更新をするということが、それぞれの施設で徹底をしてもらうということと。

あとは、堺市内になるのか、堺市において、自分の出身施設にアクセスしにくい退所者のために、別のアフターケア機関を設ける。それは児家センなのか、どこにその機能をもたせるのかはあれなんですけれども、直接は言いにくい。もしくは頼りにしていた職員が退職してしまって、なかなかもといた施設にはちょっとハードルが高い、敷居が高いという人のための退所者専門の相談窓口であったり、ホットラインとかというのがあると、どこの施設出身だろうと、社会的養護の経験者は、みんなそこにアクセスできるみたいなのをつくっていくと、里子もフォローができるし、そういうのをつくっていくというのは、中長期的な検討課題にしてもらえるといいなというふうに思いました。

ほか、いかがでしょうか。

○井上委員　　今、伊藤先生がおっしゃられたように、本当に、私らでも一番苦勞するのが、出ていくときには、必ず行き先なり連絡先は全て把握しているんですけども、やはり途中で何回か転職をしていくんですね、今の若い人の特徴というんですか、若い子の特徴というか。そういった場合に、そこから先の連絡が、どんどんとれていかなくなっていく。ですから、すぐに連絡がとれる。いい、悪いは別にして、とりあえず悪いことがあっても施設に連絡してくる子どもというのは、本当にこちらでアフターフォローができるんですけど、悲しいかな、そこから先に行方不明になってしまう子どもさんについては、なかなかつかめない場合が多いです。

ただやっぱり、そこをつかもうと思えばつかめんこともないのかなというのが、結局、子ども同士の横の連絡も、今はSNSですか、それがすごい発達しているんで、LINEとかでつながっているんですね。ですから、そういう部分をうまく利用していけばいけるんですけど、やはりそれに専従する職員、それが施設側としてはいないんですね、できないというか。もうとてもとても今手いっぱいなんで、できていないというのも実態なんです。ですから、その辺をもう少し、アフターケアでやる場合やったら、ちょっとお願いできたらな、自立支援相談員でも何でも結構なんで、とりあえず、そういうことを専門にやってもらえる方ですね。

○伊藤座長　　この後の、次の議題の施設の高機能化のところ、そういった自立支援の専従の職員の配置みたいなのも出てくると思うんですが、そういった人も必要になるかと思えます。ありがとうございます。

あと、職場との連携とか、ネットワークとかも大事でしょうね。これ、やめたら施設に連絡をくれるようにするとか、そういった。

○井上委員　　そうです。このごろは割合と、職場からは連絡が来るようになっているんです。

○伊藤座長　　いいことですね。

○井上委員　　はい。実は、こうこうこうで何か最近出てこないというようなそういう連絡が、誰々さんが出てけえへんんですけど、施設に連絡は入っていますかとか、そういうのは来たりしていますけど。

○伊藤座長　　ちょっと、支援のネットワークがきちんと敷かれて行くことが大事でしょうね。

○井上委員　　そういう、はい。

○伊藤座長　　ありがとうございます。

○井上委員　　それとやっぱり、もう一つ施設側で気になっているのは、発達障害を持っている子どもさんが出ていった場合、そういう場合は、もう施設内では割合と、みんながどうい

子どもかというのがわかっているんでいいんですけど、それが今度施設外へ出ていってしまうと、社会ではそういうのってなかなか認められにくい。ですから、もうすごく、そういう子どものほうが、どちらかというに行方不明になってしまいやすい。ですからその辺はあるのかなと。

それで、ちょっとこれについて、権利ノートのハンドブックで、やはり里親さんが、もう少し権利ノートをつくる場合にかかわっていただくような形をとっていけへんかったら、私らは今見ていまして、今、門屋委員がいらっしゃらない間にこういうことを言うのはあれなんですけど、里親さん自体がいい方はすごくいいんですけど、正直なところいい方、悪い方の落差がすごくあるんですね。ですから、そういう場合に、もう少し里親さん自身を何とかアップできるような、そういう何かがないのかなと、いつもそれは。

例えば施設の職員ですと、やはりいろいろ専門性なり何なりで研修、研修ということで、いろいろキャリアアップなり何なりで積んでいってはいきますけども、ただ里親さんに関しては、それが今のところ全くできていない状況なんで、ですからもう堺市さんで、里親さんをふやすという前提があるんやったら、そういう部分も、権利ノートという部分もあわせてやってもらえるようなやり方を何か考えてもらえたら非常にありがたいのかな。

○伊藤座長　ありがとうございます。

次の議題5番の「里親等への委託の推進に向けた取組」の中の一環として、多分、里親さんの専門性向上みたいところで、今のご意見を入れ込んでいけたらというふうに思うのが1つと。

あと確かに、子どもの権利ノートに、今の時点で、里子に関する権利擁護の視点がちょっと足りていないので、そこをつけ加えていくときに、そのプロセスの中で、里親さんの参画であったりとか、今後、里親さんの認定前研修等で、里子にもこういう権利があるんですよというふうに、権利ノートをきちんと配付をして、説明をしていって、子どもの権利意識に関する知識というか、認識を持ってもらうような取り組みはする必要があるのだと思いますね。

○井上委員　それとやっぱり、例えば施設やったら、もう第三者委員がいてるんですけど、里親さんは、それがまず、なかなか難しいと思うんですけど、何かそういったものがあれば、もっともっと子どもの権利を守れるのかなという気はしますね。

○伊藤座長　ここの2番のところで、ちょっと入れてもらおうかな。どうしようかなと思って、今思っていたのが、そういった里親家庭もそうですし、施設もそうなんですけれども、児

児童相談所の子ども担当のワーカーさんが、定期的に訪問することになっています。今それを、もう堺は、割と一生懸命やってくださっているというふうに、私は認識をしているんですけども、月に1回の訪問の中で、子どもの意見をしっかり聞いてもらうって、今、当事者である子どもからの権利聴取のところで、結構、第三者がどういう意見を聞くかというところがメインにはなっているんですけども、そもそも第三者の前に、児童相談所の子ども担当のワーカーさんがきっちり、里親さんのところなり施設に訪問して、子どもの声を聞くということをしつかり徹底した上での、児相にも言えないことを、第三者かなというのが1つと。

里親さんのところは第三者がいてないので、より児童相談所のワーカーさんの定期的な訪問による状況把握みたいなことはとても大事になろうかと思うので、子どもがいてる時間にぜひ行っていただいて、子どもの話を聞くみたいなのを徹底してもらおうというか、これまで以上にしっかり取り組んでもらうということも何か、どこかに明記すると、より積極的なのかなというふうに思いました。ありがとうございました。

あと、座長なのにちょっとしゃべり過ぎるんですけども、3ページの「第三者支援による子どもからの意見聴取」の③の養護施設等の第三者委員ということで、子どもたちが、第三者委員の顔と名前がわかるのかとかいうところがあるので、＜今後の取組＞として、「普段の交流の持ち方を検討する。」というふうにあるんですが、これは、何か具体的にあるんですかね。今、既にやられていることだったりとか、定期的に何か食事を一緒にする、定期的というのも、年に1回も定期的だし、月に1回も定期的なので、どのスパンで定期的というのか、結構悩ましいかなと思うんですけど。

○事務局（岩本） 実際のところ、まだ検討中というところなので、この懇話会で、委員から意見をいただいて、ここをやっていかなあかなというところで、もう私も、施設の監査とかに行ったときに、その施設にケースワーカーさんの顔写真とかというのが張ってあると、例えばそれが、さまざまな大人の顔写真が張っていることによって、少しでも子どもと大人がつながるような、何か仕掛けというか、取り組みというのをやっていけたら、少しでも声が上げやすいとかというようなことをちょっと想像したりはしているんですけど。そういったことを具体化して行って、何か取り組みにつなげていけたらなとかということ、食事しかり、なかなか食事というのも難しいかもしれませんが、そういったところから、ちょっとひも解いていけたらなとかいうことは思っていますかね。

○伊藤座長 ありがとうございます。

2番の「当事者である子供の権利擁護の取組」のところで、ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そしたら次の「子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組」で、先ほど中村委員、井上委員からもご意見いただきましたが、ほかに言い忘れたこと、つけ足し等がございましたらお願いします。

○中村委員 4ページ目の(4)の①のショートステイが利用可能な施設のところなんですけども、やっぱりどうしても、乳児院に関しては市外ってなっていて、乳児院に関しては、堺市管でないということによって、トワイライトなどの利用に関しても支障が出ているというか、必要な数が確保できないというようなことはあるんでしょうかね。

○伊藤座長 どうでしょうか。これは、乳児院がないことの影響ですよ、今の時点で。

○中村委員 はい。

○伊藤座長 市外にどれぐらいお願いをしているのかとか、ショートステイとか、トワイライトのニーズについて。

○事務局(岩本) 各区役所の現場からの声で、利用できなかった理由として聞いているのが、夏休み期間中で、これは児童養護なんですけれども、施設のちょっと子どもさんが多くて、なかなかショートに入るのが難しかったとか、乳児院のことは特に聞いていないんですけれども、夏休み期間中であったりとか、定員と在籍数の関係とかそういった断る理由というようなところが大半ですね。

あと、ちょっと施設が今大変なんだというような理由で断るというところがあって、乳児院か一時保護委託の部分であるんですけど、ショートの部分で、特に何か聞いているという部分はないです。

○中村委員 もし施設をつくると思ったら大変なことなんで、ここで書いたからといって、できるわけではないんですけども、ただ、施設種別がやはり限られているということによって、処遇選択に制限が生じているということなんであれば、課題としては、指摘しておくべきのかなというふうには思いました。

○井上委員 私どもが今度つくった乳児棟の一部に、ショートステイを受け入れる、そういう設備はつくっているんですけど、ただ、まだやって間がないので、ちょっとその辺の宣伝とか周知とかは一切しておりませんので、今のところやっていませんが、もう近々に、またそれはさせていただく方向で、今考えておりますので。



- 中村委員 わかりました。ありがとうございます。
- 伊藤座長 もう新生児から行ける感じですか。
- 井上委員 赤ちゃんの、はい、ショート。
- 伊藤座長 0カ月から。
- 井上委員 0カ月はちょっと厳しいかなと言いながら、実際は行けるようには持っていきたい。やはり、隣に診療所でもあればいいんですけど、診療所がないんで。
- 伊藤座長 なるほど、そうですね。
- 事務局（谷村） ショートが使えない場合は、もう一時保護委託をということで家児相さんからいただいて、一時保護委託という形で対応しているというのが。
- 伊藤座長 一時保護委託で里親さんに。
- 事務局（谷村） はい。里親さん委託乳児については、昨年度も、半々ぐらいでやっています。いろんな委託がありますけれども、特に今、レスパイト的な委託はごく短期ですので、短期専門の里親さんに基本お願いして、お預かりいただくという形で対応しています。
- 伊藤座長 なので、あれですね、ショートステイとかトワイライトステイの乳児のニーズについては、愛育社さんの乳児ホームと、乳児を受けることができる里親さんとでうまく分担して、ニーズに応じていけたらというのが、堺としての今後の方向性ということですかね。
- 事務局（菅原） 里親さんにはお願いするときも、今おっしゃっていただいたように、できるだけ低年齢児をお願いさせていただく少しでも手だてと思ひまして、来年度はベビーセンサーの予算をつけていただくように、要望はしているんですけども。
- 伊藤座長 ベビーセンサーを里親さんに貸し出す。
- 事務局（菅原） 里親さんに、はい、どれだけつけていただけるかはわからないんですけど、一応、もう5台ほど要望していますんで。
- 伊藤座長 それはありがたいですね。
- 事務局（菅原） 私は、5台つけていただけるか、3台になるのか、ちょっとわからないんですけども。
- 事務局（谷村） 乳児については、やっぱりリスクが大きいので、ショートステイで預かるというのも結構リスクな話かなとは思っているので、その点では、乳児院がないというのは大変しんどいなど。特に障害をお持ちの乳児さんとかは、特別な治療が必要になったりしますので、なかなかそこは一番しんどいかなというのは実際あります。ただ、そういう意味では、一時保

護委託という形で対応するのもやむないかなというところがあるんで。

あと、看護師資格を持っておられる里親さんなんかもいらっしゃいますので、ケースによって、それは選定してお願いをするようなことであるとかというところと、乳児ホームさんができましたので、そこを、待機里親さんから乳児ホームとか、逆もありかなといったところで、有機的に、協働してやればなというふうには考えております。

○伊藤座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、そんな感じ。

○中村委員 はい、結構です。大丈夫です。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ここの3番の部分で、ほか、いかがでしょうか。

座長なんですけれども、5ページの右下の、これはここの案件になるのか、次の里親委託の推進のところになるのかはあれなんですけど、週末里親さんの実績数を見たときに、受託率が養育里親より低いんですね。3分の2が未委託になっていて、登録里親さんが66だけど、活動里親が24ということなので、このあたりも登録はしているということは、活動したいという多分ご希望というか、意思はおありの方だと思うので、それこそ、ショートステイなりトワイライトステイなり、いろんな柔軟な形で、この方たちに活動していただくような仕組みも、ちょっとつくっていく必要があるのかなというふうに思いました。

どうでしょう。次の6ページの母子生活支援施設の活用と児家センの機能強化については、先生方、委員の皆様よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

○中村委員 はい、大丈夫です。

○井上委員 はい、別に、やっぱり余り、ちょっと専門外ではあるんで。

○伊藤座長 先ほどの退所者のアフターケアを、各施設にも職員を配置するのも大事なんですけど、各施設に行けない人とか里子も含めてということで、そういったアフターケアの機能なんかも、児家センが行く行くは担ってもらえると、職員の増員とかがいろいろ必要かと思うんですが、何かそういうこともお願いできるといいのかなというふうに思いました、ここの事業名を見ながら、その辺は。

○井上委員 ただ、児家センが今、堺には1カ所しかないですよ。

○伊藤座長 そうですね、リーフだけなんですね、はい。

○井上委員 ですから、やっぱり堺市、いろいろ7区ですからあるんで、ちょっともう少し。

○伊藤座長 なるほど、分散したい。

○井上委員　もう少し何か所かにつくるほうが、より地域のニーズの吸い上げとかが要るのかなという気はするんですが。

○伊藤座長　児家セン増設みたいなことですかね。

○井上委員　そうですね。しかも、できるだけ分散させる。

○伊藤座長　ただ、あれなんですよ。その分散させるときに、やっぱり何かニーズがどこに多いのかと、アクセスのしやすさが結構重要かなと思ひまして、いろんなプログラムをするときに、駅からの距離だったりとか、アクセスしづらいところだと、なかなか児家センに人が集まりにくくなるので、その行う事業の内容とか目的に合わせて、どこに設置するのがいいのかというのは、また検討が必要かと思いますが、増設も視野に入れてということですね。その辺はいかがでしょうかね。

○事務局（岩本）　増設までは、ちょっと視野には入れていない状況でございます。

児家センの業務として、先ほどの施設には行けない子どもの支援というところでは、今、堺の9番のところを出てくるんですけど、アフターケアセンター事業といひまして、そこで一定、入所時のときからリーフ職員とかかわりを持った中で、もし施設に帰れなかったら、こちらにおいでよというような形での支援というのは、現在でもやっているようなところでございます。それを、もっともっと顔の見える関係を構築して、我々も同じなんですけれども、SOSを出せるようにしていかなければならないと思ひております。

○伊藤座長　ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

では、続きまして、目次の4番、5番、6番の内容に移りたいと思ひます。

それでは、事務局のほうから、説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（岩本）　はい。そうしましたら、再び岩本が説明させていただきます。

大きな4番につきましては、代替養育を必要とする子ども数の見込みというところですが、ここにつきましては、基本的には、里親委託をどれぐらいだということを見込むというところで、この表をたくさんつけさせていただいております。

順番に行きます。

表を1つずつ見ていただければわかりやすいかなというふうに思ひますので、7ページ目と、あとは裏面になりますけど、8ページ目を見ていただければと思ひます。

まず表1になりますけれども、「将来推計児童年齢別人口」、令和元年から令和11年というところで、このような将来の児童人口を見込んでいるというところになっております。

ここから、表2番ですけれども、社会的養護の今後の児童数がどれくらいあるのかというところで、ここでは、令和11年では333人となっていますけれども、これをどのようにして求めたかというところが、7ページ目の一番上のところに書いてございます。

平成18年度から29年度までの人口であったりとか、社会的養護の児童数のこの実績に基づきまして、統計上、回帰分析というやり方で導き出したのが、この表2の333人、令和11年度というような形になります。

この手法に基づきまして、右側の表3番になりますけれども、代替養育を必要とする見込み数というのは、里親委託率の分母となるようなものでございまして、その分母というのは、乳児院であったり、里親さんであったりとか、児童養護施設に措置される子どもたちの数ということになりますので、この表3番にございます児童自立支援施設などの施設に入所する子どもたちにつきましての人数を、333人から21人、令和11年度でいいましたら、除きまして、その次のページの8ページ目の表4になりますけれども、先ほどの表2から表3を引いたのが、表4番の「代替養育を必要とする子ども数」というところで、令和11年度でいいましたら312人、これだけの子どもがいるというような形になります。この312人というのが、この後の説明でも出てきますので、覚えておいていただければというふうに思います。

ここから(2)番のほうに移ります。

国の策定要領で示す算式1というのと、算式2というのが2つございます。算式1につきましては、例えば乳児院でいいましたら、半年以上措置されているとか、児童養護施設でいいましたら、1年以上措置されているというところで、年数で区切って、それ以上、1年以上措置されてから里親委託というような形の算式がございまして、その算式に基づいて見込んだのが、このような割合の数字となります。

算式2というのが、いやいや、一定の期間じゃなくて、一定、これは(3)で採用しているような形になるんですけれども、(3)番の文字を読みますけれども、里親委託が必要な子ども数を見込む場合ですけれども、医療的ケアの必要性であったり、行動上の問題などなどの理由から、里親等での養育が困難な子どもであるというような、このような状況を勘案しまして算式できるというようなことがございますので、堺市としましては、算式1ではなくて算式2で、この割合を見込んでいたというところになります。

この算式2で見込んだ割合に基づきまして、(3)番の「令和11年度に」と書いているところですが、0から2歳では37人、3歳から5歳では30人、6歳から17歳では1

08人ということで、トータル175人が、これは表5で示しておりますけれども、里親委託が必要な子ども数の理想の形だというような形で、導き出させていただいております。ですので、312人に対しまして、令和11年度の合計の人数から175人が、里親委託できればいいと理想値というような形になっております。

ここから、次の9ページになりますけれども、表6がございます。この表6につきましては、先ほどの312人の代替養育を必要とする子ども数から、表5番の175人を引いた137人、令和11年度の合計ですけれども、ここで、「施設で養育が必要な子ども数」という形で導き出させていただいております。

じゃ、堺市として、どこを目指していくのかと、もうこれは、里親の委託児童数になりますけれども、そこを(4)番で書かせていただいております。

図1で示すとおりなんですけれども、令和元年におきまして、図を見ていただきたいんですけども、40人委託をしているというふうな形で想定させていただいております。令和11年度には、もともと上のラインの(算式2)、175人(56.1%)という形で、175人の場合は56.1%の委託率になるんですけれども、そこを②番の110人、35.3%という形で導き出させていただいております。令和21年度には、175人という形で設定をさせていただいております。

その設定した理由を(4)番で書かせていただいております。

近年、前年度からの増加人数というのが、里親委託児童の6人ぐらいでして、現在堺市に、2つ目のファミリーホームが設置されたことであったりとか、家庭的養育優先原則の実現に向けた取り組みなどなどによりまして、毎年度平均で7人ずつぐらいふえるというふうな目標とさせていただいた場合、おおむね、先ほども言いました、20年間で175人に到達するというので、令和11年度におきましては、その真ん中の年になりますけれども、110人を目標とさせていただきまして、35.3%という形で、設定をさせていただいております。

これが、里親委託率、里親委託児童数の見込みということになっております。

続きまして、10ページ目の5番の里親委託の推進に向けた取り組みの説明をさせていただきます。

ここでは、大きく2つに分かれておりまして、里親委託等々進めていくに当たってのフォostering業務体制をどんな形でやっていくかというものと、里親委託、先ほど示しましたけれども、その詳細な子ども数の見込みを記載させていただいております。

まず、フォスタリング業務の体制になりますけれども、＜現状＞は、子ども相談所を中心に、フォスタリング機関というふうな形で位置づけまして、業務を行っております。

業務内容につきましては、これは、委託している業務になるんですけれども、里親制度の啓発、リクルート、そして、登録前後の研修であったり、家庭訪問、里親会の支援などなどを業務委託しているところでございます。

＜課題＞といたしましては、近年、里親委託児童数が伸びてきています。里親のアセスメントであったり、委託後の支援等々の子ども相談所の業務量がふえていっているというところでございます。里親委託解除後の支援につきましても、措置機関である子ども相談所以外の複層的な支援が必要というふうに考えております。そして、＜課題＞といたしまして、フォスタリング業務を包括的に担う、民間機関が全国的に見ても少ないというようなことが、現在課題となっております。

これを踏まえて＜今後の取組＞ですけれども、子ども相談所を中心とした包括的な実施体制から、どんどん民間委託を進めていきたいというふうに考えています。今現在やっていないアセスメントであったりとか、認定登録の関係関連事務、そして児童とのマッチング、委託後の支援のアウトソーシングを、今後、図っていきたいというところです。

しかしながら、一気に図っていくのではなくて、上記業務の件数や質なんかを考慮していきながら、段階的に実施していきたいというふうに考えていまして、民間に包括的に受ける機関が少ないという現状もございますので、民間機関を育成するという視点も取り入れながら、今後やっていきたいなというふうに考えております。

(2) 番です。委託子ども数の見込みというところです。①番「委託子ども数」です。

令和11年度、先ほど、合計数で110人というふうな形でお示しさせていただきました。それに対する各年齢区分ごとの委託事業につきましては、このような児童数ということになります。

また、それを受けた②番の委託率になりますけれども、令和11年度でいいましたら、35.3%、先ほどの図1のほうで示させていただいた35.3%なんですけれども、ここの年齢区分ごとに見ていくと、46、37.2、32.3%というふうな形での委託率というふうなことを想定しております。

③番は、委託に必要な里親数などということで書かせていただいております。

トータル110人が必要だということになります。ですので、ファミリーホームであると

か、登録里親さんはどれぐらい要るのかというような部分につきましては、登録里親数を170人ぐらい程度要るのかというふうに想定していますし、また、ファミリーホームにつきましても、5カ所程度必要だというふうに認識をしております。

以上が、5番の説明となります。

続きまして、6番の説明をさせていただきます。

ここにつきましては、パーマネンシー保障、特別養子縁組の推進というところの取り組みとなっております。

現状、課題、取り組みということで説明させていただきますが、＜現状＞につきましては、養子縁組の検討対象となる子ども数というところで、現在、30年度としましては17人ございます。そういう子どもたちに対して、＜現状＞の取り組みとして、パーマネンシー保障、愛の手運動、そして、民間養子あっせん団体との連携、そして医療機関との連携ということで、現状、このような取り組みをさせていただいております。

これにつきましては、前回の懇話会でも説明をさせていただいている部分でございます。＜課題＞と＜今後の取組＞というところで、これは、番号がリンクするような形で書かせていただいております。

まず①つ目ですけれども、養子縁組里親の希望の多くは、乳幼児委託を希望していますけれども、子育て経験がなかったりとか、②番の未委託の養子縁組里親の委託をどんどんどんどん進めていくであるとか、子ども、里親にとって、小さいころから委託を進める必要があるとか、また、養子縁組成立後も支援が途切れないようにする必要があるというようなことを課題として挙げています。

これに対応する方策としまして、①番から④番まで挙げているわけですけれども、特に①番の説明をさせていただきたいんですけれども、やはり、子育て経験がないというところで、乳児院等々で実習可能な施設を新たに開拓していきたいというふうに、今後も考えているというところですし、また④番の「特別養子縁組成立後も」という部分につきましても、今後、保健センターや子育て支援課などと連携しまして、継続した支援を実施していきたいというふうに考えております。

以上が、4、5、6の説明となります。

○伊藤座長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等お願いしたい

と思います。

では、ちょっと4、5、6と3つあるので、4番から順番に行こうと思いますが、4番の子ども数の見込みのところ、これはもう何回か、複数回に渡ってご説明いただいているところなんですけれども、改めて、子ども数の見込みについてご質問、ご意見等がおありの先生はいらっしゃいますでしょうか。ここは大丈夫ですかね。

○井上委員　　というか、児童自立支援施設等が、堺ではなくなるんで、その辺はよその、大阪府やったら大阪府に委託するようなイメージで書いてはるわけですね、これ。

○事務局（岩本）　　この児童自立の部分で言いましたら、表3番のところになりますけれども、ここはどうしても、この章のアウトプットする数字というのが代替養育を必要とする見込みで、里親委託率の分母となる部分を出していかなければならないというところで、この施設の部分につきましては、これ、絶対引いていかなければならないようなものでございます。というところで書かせていただいている、この数字につきましては、今までの実績に基づいて、これぐらいの児童数が入るだろうというような見込みで、設定もさせていただいていますし、児童自立につきましては中断ということにさせていただいていますが、そのの枠につきましては、今後、協議しながらやっていくということなので、これぐらいの、今までとかわりないような児童さんを措置していくというようなイメージで、つくらせていただいているというところですよ。

○伊藤座長　　これまでの、外にお願いしてきた実績に基づいてということですよ。

○事務局（岩本）　　そうです、はい。

○伊藤座長　　ありがとうございます。

じゃ、よろしいでしょうか。

そしたら、5番の「里親等への委託の推進に向けた取組」のところ、委員の皆様から、ご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。どうでしょうか。中村委員いかがでしょうか。

○中村委員　　前も話に出ていたと思うんです。これは、児童相談所のほうにお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんが、親御さんの里親制度に対する理解不足から、施設だったらええけど、里親はちょっと抵抗を示すということというのは一定あるんでしょうかね。

そのあたりは、例えば親御さんの了解がとれないんだったら、裁判所に承認をもらうという方法もあれば、親御さんとの関係をおもんばかって、ただ親御さんの要望を聞いて、本当は里親のほうが良いと思いつつ、施設を選択するというところもあると思うんですけれども、そこら



あたりの親御さんへの理解を今後深めていくために、何か考えられていることとかはおありでしょうかね。

○事務局（菅原） 特に、若年の母親が、子どもの面倒を見られないという訴えをもとに、社会的支援を探させていただくときに、やはり、いきなり我々も、里親がいいという方向性を打ち出しても、面倒は見られないとはいえ、もう里親さんをお願いをすることがなかなか、戻ってこないのかなという思い込みといたしますか、そういう思いが強いものですから、とりあえずは、少し時間をかけながら、説得といたしますか、理解を得ていくということも必要なのかなというふうには考えておるんですけども。

○中村委員 結構、数としては、そこそこあるものなんですか、里親は嫌だけど、施設だったら構わないという方は。親御さんの同意によって、そこが左右されているというケースは、間々あるのでしょうか。

○事務局（谷村） 養育を希望している親御さんは、やっぱり養育できるように環境を整えていくのが一義的に絶対必要なので、その場合、里親さん宅ですと、なかなか交流が自由にできなかつたりとかする場所があるというところはあるんですね。そこも勘案したりとか。

あと、最近では、結構パンフレットをつくったりして、紙でも説明をするような形を今とらせていただいている、同意を積極的にとって行ってというところはしているんですけども。

それと、行方不明になる親御さんに関しては、相当量の調査しまして、区の法的対応に踏み切ろうという方向では動いています。親権停止等ですね、そういう形で。

あと、いなくなりそうな親御さんには同意を、もう事前にお母さんが努力しないようであれば、子どものために、里親さんのところに預けるよというようなところも説明して、同意をいただいで、もう全然、親御さんが難しい場合はそうするよということ。

○中村委員 なので、親同意が得られないということをもって、里親を選択できないというのは極力避けたいなと思いつつ、ただ、全てを家裁申し立てすればいいというわけじゃなくて、親御さんとの関係があるので、そこで、子どもと親御さんとの関係が切れてしまうような事態を招いていけないので、場合によっては、裁判所に申し立てても、この子は里親に委託したいというケースもあるだろうから、その線引きが非常に難しいとは思うんですけども、なので。

○事務局（谷村） 逆に、里親のところに預けたくないから私は頑張ると言って、面会を継続的にしている親御さんもいるんですね。それはそれで、動機づけはちょっと違うかもしれない

いんですが、いいのかなとは思ってしまして、ケース・バイ・ケースで、結構いろいろな方向から検討して、予防策を含めて、調査してやるようにはしているんですけども。

○中村委員　ただ場合によっては、果敢に家裁申し立てをせざるを得ないケースもあるだろうから、もちろん親御さんとの関係も大事な、重々承知はしているんですけども、そこばかりに重きを置いて、子どものためにならないということになってはいけないので、その手続選択というところが、もうあとは、児童相談所にお任せするしかないんですけども、時には、勇気を持って手続を踏むということも、ご検討はいただきたいなと思います。

○伊藤座長　今、実親さんへのアプローチとして、里親さんの役割とか、特性を理解してもらおうようなパンフレットを示してでの説明とか、いろいろされているということなんですけれども、その後の分離はしようがないというか、わかっている、分離後の交流とか、引き取りを希望している実親さんにも、里親さんのところに行っても、それが可能であるというモデルみたいなを示すのと同時に、多分里親さんのほうにも、そういう育て方をすることが役割としても求められているという里親さん向けの説明とかも必要だと思うんですね。我が子としてがっつり育てるのではなくて、実親さんと行ったり来たりしながらという、なので、里親さん向けの説明と、実親さん向けの説明と両方しないと、そういったケースの委託というのは、進まないだろうなというのはありますね。

なので、フォスタリング業務の中の里親さんへの研修であったりとか、意思啓発みたいなどころの中で、里親の役割について、本当に親のかわりに、親にとってかわって育てるだけではなくて、いろんな形の支援を求めている親子がいてるので、いろんな役割を里親さんをお願いするんですということを、何か、実親さんにも里親さんにも広く、みんなが認識していく必要というのは、児相のワーカーさんも含めて、施設の職員さんとか、あるかなとは思いますがね。

○事務局（菅原）　施設養護でしたら、やはり当然、施設職員が乳児さんにかかわるんですけど、人はどんどんかわりますよね。ですけど、里親でしたら、基本、その里親さんご夫婦がある一定期間、ずっとそのお子さんの面倒を見る形になりますので、アタッチメントの面なんかで、愛着形成がそこでできちゃうと、仮に、自分が近い将来引き取るかもしれない、引き取りたい思いも若干あるとなったときに、自分に懐かないんじゃないかという強い懸念というか、不安、心配があって、その点、また施設だったら、今言いましたように、いろんな人がかかわってくれるから、仮に、ある一定期間の後に自分が引き取っても、自分にも懐きやすいんじゃないかみたいな、漠然とした、そういう元親さんの意識もあるのかなというふうには思っ

ているんですけど。

○伊藤座長 誰かと愛着つくったことがある人のほうが、新しいところへの愛着は強いんですけどね、適応が、本当は。

○事務局（菅原） はい。

○伊藤座長 何か、その辺の誤解とかも解けるような取り組みというか、そういう啓発みたいなのは必要かなと思います。ありがとうございます。

井上委員、いかがでしょうか。

○井上委員 別に、余りないんですけど、里親さんの、先ほど言いましたように、やはり研修とか、そういうことがすごく大事なやろうなというふうに思いますね。

○伊藤座長 何かこの〈課題〉のところも、〈今後の取組〉のところも含めて、里親さんの委託児童数とかの数のことはとても詳しく書いてあるんですけど、先ほど、井上委員も指摘していただいたような、里親養育の質とか、里親の専門性の向上みたいなのが、ちょっと書きぶりとしてというか、弱いかなという感じがするので、例えば、〈課題〉とか〈今後の取組〉のところを、もう少し書きぶりを分厚くすることはできないのかなという感じはしますね。

第4回かな、第3回か、第3回のときに、結構いろんな意見を、いろんな委員の先生からいただいているはずなんですよね。それが、割ときゅっ、きゅっとしていただいて、きれいにコンパクトにまとめていただいているので、こういうボリュームと感じになっているとは思っていますけど。

ただ、これをぱっと見たときに、里親委託率がとても低い自治体、堺市の意気込みとして、ちょっと弱いなという印象は否めないかなと、半ページ、半ページやったら1ページかいというところがあるので、〈現状〉のところ、取り組みとしてはこういうことを行っているというところは、これ以上に書きようはないかもしれないんですけど、例えば〈課題〉のところとか〈今後の取組〉のところ、今、井上委員がおっしゃっていたような、里親さんの質の向上に関して、こういう取り組みをもう少し充実するとか、研修であったりとか、研修については、もう少し具体的にどういう研修をと、先ほどの里親さんが、里親を必要とする親子のニーズについて理解できるような内容を研修に盛り込むということを入れたりとか。

あと、第3回のときに、多分出ていた意見の中で抜けているのが、未委託里親さんのトレーニングについてどこにも書いてないというのは、ちょっとやっぱり不思議かなと思うので、受託率の話って多分していましたが、半分、だから、これだけ登録里親を、委託児童数の目

標を達成するためには、その倍ぐらいの里親をふやさなきゃいけないんだというところがあるので、新しい里親さんをふやすのもいいんですけども、今、未委託の方に対して、どういうアプローチをして委託できる里親さんになってもらうのかというところは、もう少し言葉を足してもいいのかなという印象は受けますね。

ちょっとあっさりしているなという感じはするんですけど、その辺はどうですか。何かあっさりさせたプロセスがあるとは思いますが、事務局として。

○事務局（岩本） はい、つけ加えます。

○伊藤座長 ほか、いかがでしょうか。

○井上委員 やはり、施設側から言わせてもらったら、里親さんで不適応を起こして、施設に帰ってくる子どもさんは、結構いらっしゃるんですね。そうなってきたときに、すごくその子どもを、過去にいた状態に戻すというのは、もうほとんど不可能に近いんですね。ですから、もうどんどん、ある意味で言うたら、子ども自体がすごく傷ついて帰ってきて、それを戻すことは、施設ではほとんど不可能というぐらいまで傷ついて帰ってきているという実態があることも事実なんで、その辺を考えていただいた里親の質の向上というんですか、そういう部分をちょっと考えて、ここの文章につけ加えてもらえたらなという気がしますね、やっぱり、子どもが第一なんで。

○伊藤座長 質の向上と、あともう一つは、不調を防ぐための委託後支援ですよ、家庭訪問であったりとか、そういうことも、多分もうされていると思うので。

○井上委員 そうですね。

○伊藤座長 現状で、里親家庭訪問で、さらっと書いてくれているんですけど、もう少し、もっといろいろやってくれてはると、リーフも訪問しているし、児相の子ども担当のワーカーさんも来てくれるし、里親担当のワーカーさんもまた別で来てくれてという感じで、結構手厚く、委託後の訪問支援をしてくださっていると思うので。

それぞれフォスタリング機関もやっているし、子相もやっているし、里親会というのもあって、バックアップしているしという中で、それでもなかなか委託率が伸びない現状があって、それをどうしていくのかというような形で、現状も、丁寧にいろいろやっているんだけど、苦しい現状、それに対して、今後もっと取り組みを拡充していきたいというのを、何か網羅的になってもいいと思うので、書いたほうがやる気は見えるかな。やる気というか、やる気と、何か現実、実現可能性みたいなことが見えるかなと。

それが何にも、取り組みが余りにも抽象的だと、③番の数字がすごいむなしく見えるんですね。172人も里親がふえるんかいというところがあるので、そのもう少し言葉を、今後の取り組みのところに足してもらえるといいかなと思います。

○井上委員　あとそれと、やっぱり里親さんのレスパイトに関しても、ちょっとつけ加えてもらえたらいいのかなと。

やはり、各施設に恐らくレスパイトで来られる子どもさんについては、もう自分のところの出身というんですか、施設から行った子どもやったら、多分嫌がらずにまた引き受けられると思いますので、ですから、堺に4施設しかないんで、その辺は、逆にいい部分でもあるのかなと思いますのでね。

○事務局（谷村）　先に言いました施設の里親支援員さんがすごく動いていただけるようになっていて、訪問なんかも行っていただいたりとかしている状況があって、相談所としては、今後ふやしていくに当たって、施設にいる子どもたちを委託に出すというところを、施設が主体的に動いて、その後のアフターサービス、レスパイトも一貫してケアしてもらえるような流れというか、その方向性を持っているのは、すごく大事かなと思っているんです。

今ちょっとふえてきているのは、乳児委託、新規で相談所に相談に来た乳児さんを、優先して里親さんをお願いしている実態がありますので、これからは、そちらのほうにも一緒にやっていければなというふうには考えています。

○伊藤座長　ありがとうございます。

里親家庭の子どもを、施設でレスパイトも大事ですし、里親家庭の子を、ほかの里親家庭でレスパイトも大事やと思うんで、その辺はあれですね。里親会との連携とかも大事ですね。

○事務局（谷村）　そうですね。ただ、里親さんのレスパイトは結構あるんですね。そうすると、そのレスパイトを受け入れる里親さんを、新規で委託はちょっと難しかったりとか。

○伊藤座長　なるほど、とっておきたい。

○事務局（谷村）　そう、（聴取不能@16:20:16）が事実なんですけど、いろんなことを工夫したり考えたり、すごい無理をお願いしながら、里担がいろいろ工夫をしてはくれているんですが。

○伊藤座長　レスパイトは委託率に反映されないの、施設で（行って@不明確@1:19:54）いただきたいって。

○事務局（谷村）　一保委託も反映されませんので。

○伊藤座長 一保委託も反映されないんですか、なるほど。

○事務局（谷村） はい。だから、一保委託の数は相当ふえているんですけども、数だけでは、まあ、いいかなとは思いますがね。

○伊藤座長 なるほど。でも、少ない貴重な受け皿なので、いろいろ有効に活用したいという子相のお立場ということですね。わかりました。ありがとうございます。

○井上委員 あと、それとちょっと気になったのが、この前の堺の施設に入っている子どもの実態からすると、実際に、施設側から見た里親に委託できる子どもの数というのは、恐らく3分の1程度やったと思うんですね。ですから、それから言うと、ちょっと現状として、堺市の施設に、かなり心に問題を持った子どもたちがたくさん入ってきているという現状の中で、本当は、これは理想論で書かれているので、仕方がない部分もあるとは思いますが、実際、どんなものなのかなという、もう現実、3分の1というのが恐らく限界なんかなという気がしているんですけど。

○事務局（谷村） 子どもは成長していきますので、やっぱり、小さい子のまず手当てをしていくということ、処遇困難なる児童を減らしていくという流れも、一つ必要なかなとは思っているんです。

今いる子をきれいに3分の1出すとかいうんじゃなくて、新しく来る子をダメージ少なくやっていくというのと、今いる子の中から、適切な里親さんが見つければ委託していくということで、並行してやっていく必要があるのかなと。

正直、里親さんのニーズ、マッチングの段階になると、やっぱり乳児、幼児で、小学生になるとかなり大変、中学、高校では、高校生ぐらいになると、逆に見ていただけたりする場合もあるんですけども、なかなかマッチングが難しいというところがありますので、どちらものバランスをとりながら、作戦といえば変ですけども、乳幼児を、しっかり里親さんで養育してもらって、一旦施設に入っても、できるだけ早期に委託に移して、思春期はおうちでしっかり育ててもらえるような、何か流れにならないかなというふうには思っております。

○井上委員 それと、今もう一つ気になっていることが、里親さんと、先ほどから話題に上っていますけど、親御さんのところへ帰る場合のあれですね。その部分が、もうほとんどこれには書かれていないような気がして、思っているんですけど、その辺を、ちょっと何か書き足しといてもらえたほうがええんかなと。

○伊藤座長 どういうことですか、今の、もう少し。

○井上委員 施設はやっぱり、実親との再統合ということが一番の最終目標でやっている  
ので、ですから、その部分。

○伊藤座長 それは、社会的養護の全部がそうです、里親も含めて。

○井上委員 そうですよ。

○井上委員 その部分が、里親さんのこの部分にちょっと欠けている部分があるのかなと、  
全体を通してそうなのかもしれませんが、里親さんを中心に書き過ぎているから、実際、子  
どもにとってどうなんやという部分が、違う部分があるのかなという気がするんで。

○伊藤座長 ただ、そのおっしゃっている部分は、一番最初の、堺市における社会的養育の  
体制整備の基本的な考え方のところ、多分、家庭養育優先原則というのが出ましたよって、  
この家庭というのは、最初の第一優先というのは、もう実家族なので、その部分をもう少し  
書き足すということですかね。

なので、その次で、いきなりそれが、家庭養育優先原則を実現するために、里親をふやしっ  
ていきなりあるので、まずは家族再統合というか、産みの親、実の家族と一緒に暮らせること  
を目標にするのが第一優先ですよということを書き足すということですかね。

○井上委員 里親さんでも、結局、言うたら家庭をたどってやっていくのかという、もう簡  
単な形でもいいんで、何かそういう道筋みたいなんが、この里親のところにも、本来は書かれ  
るべきなのと違うかなと。

○伊藤座長 道筋というのは、どういうことですか。

○井上委員 だから、親御さんとの再統合をこういうふうに持っていきましょと、例えば  
施設やったら、もうしょっちゅう面会があつて、外泊があつて、どうこうあつてというのが、  
今までの経験上でできてしまっているんですけど、それを文章化されてはないとは思って  
んですけど、文章化をせえといったら、すぐできるとは思ってんですけどね。

ただ、そういうふうな部分が、やはり里親家庭、里親さんに預けられたら、結局そこで、先  
ほどから言われている、実親さんからしたら、もう子どもをとられてしまうのと違うかとい  
うような感覚になってしまうのかなと、これを見ていると、そんなイメージ受けてしまいます  
ので、だから、逆に、そういうふうな実親との関係は、こういうふうには、また戻していき  
ますよというような部分があつてしかるべきなのかなというふうには思いますけどね。

○伊藤座長 やっぱり、そしたらあれですよ。里親のリクルートとかのところ、いろん

なタイプの一時保護里親とか、短期の里親とか、家庭復帰を前提とした子どもも里親委託を積極的にやっていくことになるみたいな、〈今後の取組〉とか〈課題〉のところですか、〈現状〉、今までだったら、長期の養育が必要な子どもが里親さんで、家庭復帰の子どもは施設という緩やかなアセスメントがあったんだけど、家庭養育優先の原則が出たので、アセスメントの優先順位が変わりましたよと、なので、里親さんのところにも、そういった家庭復帰前提の子どもが委託されることがふえるというか、そういうことを、積極的に検討しなければいけなくなったので、里親さんにも、そういう意識が必要ですよというところですかね。

先ほど、里親さんの意識の改革も必要だという話も出ましたので、その流れで、ずっと文章を書き足していただくというところですかね。ここに書くのか、最初の1番のところにも、それを大前提として書き足しつつ、里親委託の推進に向けた取り組みのところでも、それを書きつつという形ですかね。

○井上委員　　そうですね、もうそれが。

○伊藤座長　　ありがとうございます。

6番のパーマネンシー、特別養子縁組についてはいかがでしょうか。

○中村委員　　ちょっといいですか。

○伊藤座長　　はい、お願いします。

○中村委員　　まず、質問なんですけれども、11ページ6の〈現状〉①のところなんですけど、平成30年度の調査で、特養検討対象となった17人ってあるんですけども、この検討対象となった事情というのは、どんなことなんですか。

○事務局（谷村）　　ちょっと具体的に、子どもの顔を（覚えているわけじゃあ②⑤1：26：43、⑥1：28：07）ないのであれなんですけど。

○中村委員　　例えば、親御さんが全く行方不明とか、そういった。

○事務局（谷村）　　そうですね。いわゆる飛び込み出産を何度も繰り返している親御さんとか、やっぱり、虐待でずっと見守りしていて、到底育てられへんやろうとか、子なんかも入っていますし、あと、親族はもう無理やから預かってほしいとおっしゃるけど、肝心のお母さんが育てたいというところで頑張ってもらってる人とか、今、委託できない児童も、そんなのが発生しています。

○中村委員　　児童相談所から見ても、特別養子縁組がふさわしいだろうとは思ったケースですけども、これまでの制度でいうと、もう親同意というのが絶対なんで、このうち何名ぐらい



が、実際、特養にはなったんでしょうかね。

○事務局（谷村） それだけじゃなくて、やっぱり子どもの属性が、マッチングが合わない。愛の手等で希望されたりとかは、割と、もう100%行くんですけども、実際のところ、やっぱり女の子がいいんですとか、希望されていても、特養になると、そこら辺の里親さん側の希望というところも結構大きかったりしますし。

あと、子どもさんの背景を説明したところで、いや、そこを引き受けることはできませんとおっしゃる方もいらっしゃるとか、里親さん側も。子ども自身の状態というところで、やっぱり安定しないとか、ゆっくりさんであったり、この17は検討したいというか、この子のためにはしたいなと思うんですけども、いろんな諸条件で、難しいというところがあります。

ただ、その検討の中で、うまくマッチングというのは全てやっていますので、そこがうまく入った子に関しては、もう全員（特養で㊤1：28：51㊤1：30：13）入っています。新生児委託もしていますので、病院から引き取ってというおうちも何件か出ています。

○中村委員 なるほど。なので、慎重に考えてできるところは、できるだけ特養の申し立てには結びつけたいと考えられているということでしょうね。

○事務局（谷村） はい。

○中村委員 今度、新しく法律が変わったじゃないですか。

○事務局（谷村） はい。

○中村委員 もう少し、児童相談所が介入的に、特別養子縁組を進めることができる制度になってはきているんですけども、そうなることによって、今まで特養ができていなかったものが広がるような、これは、もう印象とか感触ぐらいでいいんですけど、どうでしょうか。

○事務局（谷村） 実際に、どこまでの強制権というか、できるかというのは難しいんですけども、ただ、やっぱり、子どものためには特養だなという、もう先が見込めないという親御さんに関しては、法改正も頭に置いて、その証拠書類、証拠になるようなものは、児相としては用意して、当てはめできるような形では準備しているケースもあります。

○中村委員 <今後の取組>の②のところ、そういった裁判対応などのことも記載いただいているんですけども、例に挙がっているのが行方不明とかいうところなので、もう少し幅広く考えられているところもあるんだったら、新しい制度をちょっと念頭に置いてというか、記載がされてもいいのかなと思ったのと。

あと、特養の対象年齢も広がって、私も、今すぐ10歳、15歳の特別養子縁組が、そんなにばんばん進むというふうにはとても思えないんですけれども、ただ、生後間もないころから委託を進める必要があるというのはそのとおりだと思うんですけども、やっぱり対象年齢が広がったということを踏まえると、定期的に見直していつてあげて、やっぱりもうこの子は特養が必要になったよねというような、アセスメントの修正なども必要になってこようかなと思うので、生後間もないときから委託を検討するというのさることながら、定期的に見直していつて、その子のためにいいような状態に置いてあげていただきたいなとは思っています。

○事務局（谷村） 一番出るかなと思うのは、今、養育里親で、もう10歳に、15歳、12歳とかになってきた子が本当の子にしてほしいとみずから訴えて、特別養子縁組というケースは出てくるんじゃないかなとは思っています。むしろ。

○伊藤座長 それ、当事者の声としてはとても多いですからね。

○事務局（谷村） はい、大きいですね。だから、もうそこで安心感を得たいというのは、子どもにはすごく多いので、そういうケースのほうがむしろ多いのかなと。新たにというのは、なかなか時間が必要だと思いますし、そこまでする必要があるかどうかという検討も、子どもの意向もありますので。

○中村委員 ただ、子どもの成長に伴って、そういった意見が出てきたときに拾えるように、常に見直しというか、子どもの声を拾い上げていくのが大事かなというふうに思いますので、お願いします。

○伊藤座長 先ほどの子どもの意見聴取のところと、多分リンクを思うんですけれども、18歳に引き上げられたことによって、やっぱりそうでなくても、いつ本当の子どもにしてくれるのってずっと思っていたという、養育里親家庭で育った子どもの声は本当によく聞くので、何かこういう制度に変わったよという周知も含めての意見聴取と、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進、年長児も含めては、ちょっと＜今後の取組＞として入れていただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○井上委員 この17人のうち、年齢構成はどんな感じなんですか。

○事務局（岩本） ちょっとすいません、年齢構成は。

○井上委員 わからない。

○事務局（岩本） ちょっとすいません、調べてないですね。

○井上委員　　そうですか。

○伊藤座長　　よろしいでしょうか。

○井上委員　　はい。

○中村委員　　すいません、もう一ついいですか。

○伊藤座長　　はい、お願いします。

○中村委員　　この特別養子縁組のことについては、母子保健とかとの連携はどんな感じでや  
ってはるんでしょうか。母子保健のほうで把握している若年の特定妊婦の方とかがいらっしゃ  
るとは思うんですけども、そのあたりは、どういう形で連携を図っています。

○事務局（谷村）　　通常から、やっぱり心配なおうちが相談所に、まず、もう早々の段階か  
ら相談が入る場合もありますので、そこは、虐待とうちと両方でカンファレンスに出たりとか、  
情報共有をしていく中で、具体的には、出産直前直後の接触から始まるかと思うんですが、地  
域で、保健センターのほうで、むしろよう育てへんねんという意見を聞いて、そう言っている  
し、お母さん預けようよとかいう後押しをしてくれてというケースは多いですね。

○中村委員　　なので、現状の取り組みとしてはもちろん、医療機関で実習するというこ  
もあるんですけど、もう少し何ていうか、しっかりと母子保健とやっているよということ  
を言っ  
てあげてもいいのかなとは思っています。

○事務局（谷村）　　これは、委託を受ける里親さんの趣旨ですね。

○中村委員　　はい、そうです。

だから、いろんな機関と色々な場面で連携をしていると思うんですけども、やっぱり特別  
養子とかいう乳幼児となってくると、保健のところはもう大事だと思いますので、少しそこは  
思いました。以上です。

○伊藤座長　　ありがとうございます。

それじゃ、私のほうから1点なんですけど、パーマネンシーの<課題>の④で、特養成立後  
も支援が途切れないようにする必要がある。<今後の取組>として、委託中から子育て支援課  
とか保健センターと連携して継続支援ってあるんですけど、この支援機関からの支援だけじゃ  
なくて、養親同士のピアサポートというか、つながりづくりみたいな、縁組が成立したらもう  
何か里親仲間と切れてしまうということではなくて、やっぱり同じ境遇というか、同じ養子縁  
組したもの同士とか、養子縁組を目指している人に、養子縁組をした人が言えるアドバイスと  
かもあるかもしれないので、そのあたりのピアサポートの継続支援みたいところを、フォス

タリング機関なりをお願いをしていくみたいなことを、ちょっとつけ加えていただくといいかなというふうに思います。

時間が押してまいりました。最後になります目次の7、8、9、10について、事務局のほうから、ご説明よろしく願いいたします。

○事務局（岩本） はい。そうしましたら、7番の説明をさせていただきます。

施設の小規模化とか、高機能化の取り組みになります。

ここで、ちょっと1つ、先日、メールを送らせていただきましたこの資料のほう、そこから一部、表のほうを修正させていただいております。つけ加えさせていただいた表が、この30年度の児童数及び確保数という表をつけ加えさせていただいております。

ただ、前回の懇話会であつたりとか、先日送らせていただきましたメールでは、ニーズ調査の結果表というものをここに表として載せていただいていたんです。その載せていただいた部分で、前回まで、懇話会で議論をさせていただいております。

しかしながら、策定要領、国の示すものなんですけれども、そこでは、そのニーズ調査の結果というものを策定要領で載せるわけではなくて、令和11年度に、どのような施設として児童数を確保していくかというところにアウトプットしていくようなものになりますので、ニーズ調査の結果というのを省かせていただきまして、逆に、令和11年度だけを載せるのではなくて、現状、30年度の児童数及び確保数から、10年後はどのような形になるのかということの形を載せたほうが見やすいかなというふうに思いまして、このような修正を書かせていただいております。

そうしましたら、説明のほうに上がらせていただきます。

まず（1）番と（2）番に、7番では分かれております。

（1）番では、見込み数の結果を導き出しております。令和11年度のさっきの表を見ていただきたいんですけども、先ほども言いましたとおり、「里親等」と書いているところですけども、児童数は110人というところがございます。合計数が312人ということになりますので、差し引き202人の児童を、施設さんのほうでお願いするというようなこととなります。その内訳としまして、本体が142人、地域とか分園で60人ということになっております。

右側の確保数になりますけれども、施設におきまして、地域・分園が72、本体が210というところで、トータル282人を確保するというところになっています。この確保数につき

ましては、堺市の4つの児童養護施設から、計画のほうを10年後の分を出していただきまして、それとほぼリンクするような形での施設の規模数という形になっております。

72というのは、地域小規模であったりとか、地域・分園の部分で言いましたら、基本的には6人で入所するというような形になりますので、6人部屋ということになりますと、72でしたら12グループが分園であったり、地域小規模になっているというようなイメージで持っていたいただければというふうに思います。その差分が210人ということで、本体の施設で、児童さんを見ていただくというような形になっております。

それと対比して見ていただくとおり、30年度、上の表ですけれども、施設におきまして、現在22の地域小規模と分園がございます。地域小規模施設で言いましたら1施設、分園で言いましたら2施設ございます。それに伴って、本体施設290人がございまして、全体で312人の現在、定員となっております、今、280人程度の児童が措置されているというようになっています。

これが、堺市として、10年後に見込む施設の規模数というようになります。

続きまして、(2)番の小規模化とか高機能化の説明をさせていただきます。

<現状>としまして、先ほど言いましたとおり、地域小規模は1カ所、分園が2カ所、そして最近、乳児棟が、9月からですけれども、オープンしているという形になっております。また、ケアニーズが高い児童の支援につきまして、堺市管の児童養護施設を中心に取り組んでいるというところでございます。

ここの<課題>ですけれども、まず、家庭的養育の優先原則で、里親とか特別養子縁組が無理な場合につきましては、「できる限り良好な家庭的な環境」を目指すということがございますので、まずは本体施設というよりも、地域小規模であるとか、分園のグループケアを、どんどんつくっていかねばならない必要性があるということでございます。

そして、②番ですけれども、その小規模化を推進していくんですけれども、児童養護施設に措置されている子どもの多くは、虐待などなどにより、非常に問題を抱えている子どもたちが多いというところでございます。また、心理治療施設等がない本市におきましては、ケアニーズが高い児童への支援を、今後も引き続き行っていかなければならないということがございます。

③つ目としまして、一時保護委託が増加傾向しているというところで、受け皿が必要だということです。

④つ目としまして、フォスタリング機関として、里親と協働するような支援のさらなる充実を図る必要があるというところがございます。

⑤つ目としまして、先ほども話にありましたけれども、退所後の自立支援等々を、今後もやっていく必要があるというところになっております。

<今後の取組>ですけれども、①番です。地域小規模化をどんどん設置していくという話ですけれども、ここにつきましては、1つを外に出すというよりも、2つを併設するなどなどによって、その2つの併設された施設において、職員などなどの応援によりまして、突発的な対応に備えるような工夫を行うということで、2棟を併設するような工夫を実施していくということです。

②番としましては、高機能化の取り組みといたしまして、本体施設の中では、非常にケアニーズの高い子どもがいます。ですので、心理であるとか、医師、看護師などの専門職の配置を手厚くしまして、複雑な行動上の問題であったりとか、精神的、心理的な問題の解消、軽減を図るという支援を行っていかねばならないということです。

また、地域に出すケアにおきましても、地域小規模化につきましても、その中で、養育に求められている技能、そして高度化、研修などを推奨していきまして、その地域・分園とかの中で、職員さんが孤立しないように、養育のスキルがまばらにならないような技術ということも、確保していかねばならないというふうに考えます。

③つ目としましては、先ほどから言っています一時保護委託の話ですけれども、施設の小規模化などなどによりまして、どうしても空きスペースが出てきているというようなところがございます。これに基づきまして、2行目ですけれども、一時保護の専用施設という部分を配置、検討していきたいというふうに考えております。これによって、措置と一時保護委託という部分を分けて配慮していくということが大事なというふうに考えます。そして、乳児の一時保護委託という部分も、充実させていくというところも考えております。

フォスタリングにつきましては、子ども相談所と民間機関を中心とした体制を見据えまして、施設におけます支援専門相談員も含めて役割を整理していきまして、養育体制を確立していくというふうに考えております。

また、最後にですけれども、自立支援相談員というものも配置していきまして、先ほど来話のありましたアフターケアの充実を図っていきたいというふうに考えます。

8番の一保改革に向けた取り組みです。

ここにつきましては、前回の懇話会でまとめさせていただいている部分と、ほとんどペーパーとして変わりはありません。ポイントだけに絞って説明させていただきます。

(1) 番につきましては、受け入れ先の状況というところで、前回、説明させていただいていますので、はしょらせていただきます。

(2) 番につきましても、必要定員数、これらは前回もお示しさせていただきましたし、課題、さらなる取り組みにつきましても、説明させていただいていますけれども、(2) 番の【一時保護所の必要定員数】の部分につきましては、非常に虐待件数が、<課題>の部分ですけれども、増加してきているところです。今年度においても、20人から24人に定員を増員しているということです。

しかしながら、今後も入所の増加というのは見込まれます。ですし、また、児童福祉施設への入所がなかなかできずに、一時保護所に滞在して長期化するというようなケースがございますので、さらなる定員数の確保の必要があるというところで、<今後の取組>としましては、今後、一時保護所の増築等々も考えているというところがございます。

これが、一時保護所の定員数の部分でございます。児童養護施設の一時保護委託の確保数、15ページ目の一番上になりますけれども、ここにつきましても、児童養護施設におきまして、一時保護委託がふえてきているというところで、先ほど来、話のありました一時保護委託をするために、施設の地域分散化されたスペースを活用しまして、さらなる一時保護委託を受け入れていくということが、課題の①番、取り組みの①番で書かせてもらっています。

また、乳児の一時保護の受け入れ先につきましても、先ほど来、話がございましたので、ここにつきましては、取り組みの②番に書かせてもらっていますとおり、里親の一時保護委託を進めていくというところで、リクルートのときから、短期里親であったりとか、一時保護をお願いできるような形の里親さんを、どんどんどんどん確保していくということが必要なのではないかというふうに考えます。

(3) 番につきましては、体制整備というところで書かせていただいていますのは、③番のところのポイントかなというふうに思います。

基本的に、一時保護所、一時保護委託につきましては、開放的な環境で、閉鎖的な環境じゃなくて養育していかなければならないというふうな前提がございますので、少しでも開放的というところでいいますと、③番ですけれども、基本的に、子どもが、例えば通学とかというところで、可能な限り認めるような形での支援ということが必要なのではないかというふうに

考えております。

それにつきまして、ここは、取り組みのほうには書いていないんですけれども、一定数ここは、ケースワーク上でも、施設さんのほうでも、もう協力していただきながら、開放的な環境で養育できるように、この体制整備を図っていききたいなというふうに考えております。

次のページ、16ページ目に移らせていただきます。

ここの「一時保護された子どもの権利擁護」につきましては、先ほど、第2章のほうで説明をさせていただいている部分とほぼ似たようなペーパーとなっております、書かせていただいている〈今後の取組〉につきましては、先ほどございました一時保護所の権利擁護を保障する仕組みとして、第三者評価制度を整備して検討していくというところで考えておりますし、また、一時保護所のさらなる処遇の改善に向けまして、今後、退所する子どもさんの対象に、アンケートを実施していききたいというふうな形で、取り組みを考えております。

17ページ目に行かせていただきます。

9番につきまして、大きく2つを挙げさせていただいております。

社会的養護自立支援事業の話になりますけれども、これは何かといいますと、基本的には、20歳まで措置援助を含めまして、その後は、今までは退所しなければならなかったんですけれども、この事業ができたことによりまして、原則22歳の年度末まで、引き続き支援を受けられるような形、つまり、施設にしながら大学に行けるというようなこととなります。こういった事業を、国のほうとして実施していきなさいということが、この章のポイントとなります。

その児童養護施設の社会的養護の自立支援事業と、あとは〈課題〉のほうにございます就学者自立生活援助事業につきましては、自立援助ホームのバージョンというような形になっていまして、堺市におきましては、児童養護に在籍する子どもの社会的養護自立支援事業の部分につきましては、既に、市単費のほうで要綱等々をつくりまして、制度化しているところがございます。あと、課題として残っているのが、自立援助ホームにいている子の、堺市は今現在いないんですけれども、そこの制度設計をしていく必要があるということです。

課題の②番として挙げているのが、前回の委員さんからの指摘で、アフターケア支援をするにおいては、SNSを活用して、子どもからのSOSを、重篤化する前に、早くキャッチしなければならないというようなことであつたりとか、また、退所者の支援ってよく我々もやるんですけれども、就職する方々を想定したものがどうしてもちょっと多いかなというようなところがございますので、進学等の説明も充実させ、さまざまな進路があることというのを、子ど



もさんにわかっていただくということが必要なのではないかというふうに考えております。

こういうことの取り組みを、以下も①番、②番、③番ということで書かせていただいて、取り組んでいければなというふうに考えております。

これが、17ページ目の部分でございまして、最後に、ちょっと走っていますけれども、子ども相談所の強化に向けた取り組みというところです。

数字を書かせていただいていますけれども、現在の子ども相談所の体制としましては、41名の児童福祉司、8名の児童心理士ということで、現在、体制で業務をしているところですが、<課題>としまして、子相の強化を今後やっていかなければならないということと、人材確保、人材育成を、今後もやっていかなければならないというような課題がございます。

取り組みとしましては、令和2年度から4年度までの3年間の中で、児童福祉司、児童心理士を含めまして、100人の体制で業務をしていきたい、拡充していきたいというふうに考えております。これにつきましては、1年度当たり15人程度の増員を行っていくというようなことであつたりとか、また、体制の強化ということでございますが、課の係の体制を変化させて、強化させていくというような形であるとか、里親の養育支援に向けた体制強化に取り組んでいきたいというところでございます。

あと、(2)番の「専門性の強化」というところですが、人材育成につきましては、以下の研修等々をやっていきますし、また連携の強化としましても、児相であるとか、昨今の警察との連携強化というの、実施していきたいなというふうに考えています。

以上です。

○伊藤座長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴したいと思います。

じゃ、7番の「施設の小規模化・地域分散化、高機能化・多機能化に向けた取組」からお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。井上委員。

○井上委員　小規模化するのはいいんですが、やはり気になってはいるのが、先ほどから言っていますように、施設側で今受けている子どもたちが、果たして小規模の生活になじめるか。実際、そういう子どもが非常に少ない。それがありますので、ですからその辺が、今後すごい大きな課題なんやろうなという部分は出てきます。

このビジョンを最初に見たときに、私が一番感じたのは、それを実際にやってしまったら、子どもは施設があかないから入所待ちみたいな、そういうふうになってしまえへんかなど。実際には地域に出さなあかんのですが、地域になかなか出せない子どものほうが多いというふうに、今のところは判断しています。すごく、はっきり言いましても、かなりの問題行動を起こすのは間違いないので、ですから、そういう部分で、かなりの部分がしんどいかな。

ほんで、この数字自体なんですけど、気になるのが、やはり令和11年で、児童数で72を確保するという事は12施設ですよ。12ということは、今が。

○事務局（岩本）　　今が3つです。

○井上委員　　今、3つですよ。

○事務局（岩本）　　はい。

○井上委員　　ということは、9施設ふやす。たしかに、私どもがいろいろと前もお話をさせてもろうたと思うんですけど、小規模の施設をつくろうと思えば、堺市は、結構消防とかの法律が厳しくて、新たにやっぱり建てざるを得ないというのがほとんどです。たまたま運よくあいていけば別ですけど、そういういい物件が、ですから、もうそれを考えると、本当に各施設でこれができるのかなと、まずは。だから変な話、お金の問題になってくるんですけど、その辺をちゃんとやってもらえるのかなというのが、正直な気持ちです。質問じゃないんです。

それとあと、これは次の7番のアフターケアもやってもいいんですかね。

結局、アフターケアをやるにつけて、やはり小規模になればなるほど、施設の職員がそこに長くいないというふうに、いろいろなデータでそれが見えてきています、今。そこで、昔の小舎制みたいに、夫婦でずっと死ぬまでいてというような、そういうところは非常に少ないので、ですから、もう今は、職員さんが入かわり立ちかわりになっているんで、子どもたちが帰ってくる場所が、小規模が進めば進むほど帰っていく場所がなくなっていくんで、ですから今後、その辺が問題になってくるのかなと。

実際、先ほど、どなたかがおっしゃられていたけど、それは、結局は、アフターケアがどんどん弱体化していく原因になっていく。今、施設ですと、少なくとも、かなりの古い職員も残っていることは残っていますので、そういうアフターケアの部分でも、ちょっとした相談とかでも乗っていける部分はたくさんあるんですけど、ただ、そういう部分が、もう小規模化されると、どんどん消えていくのかな。これはもう、全国の児童養護施設でも問題になっている話なんで。

○伊藤座長 小規模化するほど、退職者がふえるということですかね。だから、アフターケアができなくなるということですね。

○井上委員 そうです。もうそれもありますし、実際に、小規模化すればするほど。

○伊藤座長 人がいなくなるというのは、そういうことですか。

○井上委員 退職者がふえているんですけど、そうなればなるほど、やはりそこに、同じ場所ですっといっているというのは、ちょっとつらくなってくるんで、本体があるにしても、本体との行き来がすごくふえてきて、最終的に退職者が少なくても、小規模の、自分が育った場所に帰っても誰もいないよというふうになっていきますよねという話ですよ。

○伊藤座長 なるほど。施設の法人の中とか、施設の中での配置がえも含めてということですよ。

○井上委員 含めても、そういうこともありますね。

○伊藤座長 なので、アフターケアの機能とかを施設がどう持っていくかというところで、本体施設に帰ってきた子らがちょっと泊まれるような部屋とか、設備があつて、職員も、そこには、その生活施設には、生活空間にはいなくても会ったりできるような工夫とかはできなくはないということですよ。だから、そういう工夫をしましょうということですね。

○井上委員 工夫というか、結構難しいんでしょうね。今、現に、例えば6人の地域小規模がありました。その出身者がそこへ帰ってきたら、そこに泊まる場所はないですからね。

○伊藤座長 もうそこには泊まれないですね、今入っている子がいるので。だから、そういう子が帰ってきて泊まれる部屋を、本体施設につくれば良いということですよ。

○井上委員 そう。そういう部分は、ある意味で言うたら高機能化というか、そっち側のほうで、出せる部分ではあるのかなという気がしますね。

○伊藤座長 だから、そういう何か小規模化して地域分散化すれば、本体施設があくので、そのあいた本体施設の部屋を使って有効活用する。退所者が泊まる部屋をつくったりとか、それこそ、先ほど来出していた一時保護専用のスペースをそこでつくるかというのできるんで、そういう工夫をするということ、もう少し具体的に書いたほうが良いということですかね。

○井上委員 そうですね、はい。そういう部分はできるのかなと、だから、逆に言うたら、アフターケアの。

○中村委員 すいません、ちょっと、私はそろそろ出なければならぬんです。申しわけない。

○伊藤座長 わかりました。何か最後にありませんかね。

○中村委員 ここも、毎度同じ話なんですけども、17ページの自立に向けたというところで、できるだけ早く声を拾い上げてということではあるんですけど、やはり、ご本人の発信ベースになっているんで。

○伊藤座長 アウトリーチが必要というね。

○中村委員 というところが必要かなというところを、また、明記いただければありがたいかなとは思っております。

○伊藤座長 ちょっと時間の進め方がまずくて。

○中村委員 いえ、皆さんも、どうも申しわけございません。

○伊藤座長 また、ご意見等を後でいただけたらと思います。ありがとうございました。

○中村委員 よろしくお祈いします。ありがとうございます。

○伊藤座長 先ほどの井上委員の1つ目の小規模化になじめない、地域に出せない子がいるという部分につきましては、もう小規模化は避けられない流れなので。ただ、地域の小規模の敷地の外に出すにはちょっとしんどい子どもがいるということであれば、例えば、敷地内の分園型小規模グループケアをしっかりとつくって行って、そこで対応するとか、子どものニーズに合わせて、小規模形態をしっかりと進めていくというところは必要なのかなというふうには思いますけどね。

あと、事務局提案の中で、地域小規模と分園型小規模を一緒に、併設して進めていくというところで、それぞれのホーム間のフォローアップというか、バックアップ体制、フォローできる体制をつくっていくというところで、カバーできるといいのかなと。

あと職員の専門性の向上みたいなのところも必要になりますけどね。それが、高機能化というところで、専門職の配置というところはあるんですけども、直接、処遇職員の質的な向上というのも、この②番のところちょっと入れていけるといいですね。ありがとうございます。

じゃ、次の、8番の一保改革に向けた取り組みのところはいかがでしょうか。

先ほど、ちょっと一保の権利擁護の第三者評価のところは触れたので、それ以外のところになろうかと思いますが。

○井上委員 やっぱり、施設で一保する場合の行動観察というのが、一番、今後問題になってくるのかな、その辺をどういうふうな、書いてくれてはるのかな。

○伊藤座長 じゃ、行動観察が必要な児童は一保へ入所ということで、一保委託する児童は、

14ページの※2の①、②、③で、行動観察が必要な子どもは、一時保護委託をしないということを書いていますが。

○井上委員　それでいけるんですか。というか、もう正直なところ、いっぱい、いっぱいやろうなど。

○事務局（菅原）　ご心配ありがとうございます。

確かに、この説明で書かせてもらっているんですけども、ずっと虐待対応件数がふえる中で、一保ケースが多くて、ことし24名がしたんですけども、この上半期、この9月末までの半年間の平均利用者が26.8人とか27人ですから、もう24にふやしても、常時、それを超えている利用者が毎年続いているという状況ですので、えらい、たちごっこのような形になっていますので、今言います行動観察が必要なお子さんは、できる限り、現在一保で行っているんですけども、ただ、その需要と供給との受け入れの限界というのがもう正直、毎日闘いながら、その辺を何とかやりくりしているところではありますけれど。

○井上委員　大変やと思うんですよ、本当に。だから。

○事務局（小積）　長期化している中で、児童養護施設であったりとか自立支援施設もそうですけれども、施設に行くという、もう処遇方針が決まっていますが、そこまでなかなか進まなかったりとか。

あと、子どものアセスメントというのは、一時保護所の中で、二、三週間、例えば一定のところまで出せるんですが、社会診断の部分で、保護者のほうが面接に呼んでも来ない、何で行かなあかんねんとかいうので、なかなか進まないとか。

あと、また、そのあたりのケースワーカーの面接のなかなか連絡がとれなくなってしまうというような形で長期化しているこの分が、やっぱりアセスメントに機関が必要とかというのよりも、一時保護所が過密化してくるところには、大きく影響してきているのではないかなと思います。

施設に行く子だけが長くなっているわけではなくて、家のほうに帰宅する子でも、親御さんとの関係調整がすごく困難な状況になって、なかなか帰れないという子もいますし、また、そのステージ自体には、なかなか乗っていただけないケースはふえているかと思います。

○井上委員　堺市は、今の一時保護所の1つだけで足りるんですか。正直、そういうふうになっているんですけど。

○事務局（小積）　今、もう寝る場所もつくれない、部屋の定員もオーバーしている日もあ

りますし、本当に入れなくても、毎日、毎日、これ、この人とかは委託できひんやろうかというのも、ほんまにフォスタリング、（行ったり@不明確⑮ 2：03：05、⑯ 2：04：25）。

○伊藤座長　　これまでの実績で、一保の定員を20から24にふやして、それでもちょっと対応できなくて、委託の件数もふえてきているというところなので、何か本当に受け皿をどう確保していくかというところと、プラス、第三者評価を入れて、一保の質の担保というか、一保中の権利擁護というところになると思うので、量の確保のところ、今おっしゃった増設の可能性はないのかみたいなところは、どうなんですか、そういう検討はしている。

○事務局（菅原）　　はい、この14ページの＜今後の取組＞の①に書かせていただいている。

○伊藤座長　　「増築を行う。」というところですよ。

○事務局（菅原）　　はい。とおり、増築をふやしていく方向で、今。

○伊藤座長　　なので、定員数を増やしていくということなので、一保の増築もしながら、委託もこれからふやしていく、一保委託ができるように、施設が小規模化をして、本体をあけていくというような流れ。

○事務局（菅原）　　はい。

○伊藤座長　　ただその中で、施設のほうでも、一時保護の専用施設を設置するという＜今後の取組＞の①のところ、スペースの確保、ハードのことはあるんだけど、職員さんが一保の子どもを見るとか、先ほど、アセスメントをする力が必要なんじゃないかみたいな、質の部分を、もうちょっと書き足すという感じですかね。

○井上委員　　だから、その辺の役割分担というんですか、それがちゃんと、きちっとできるような書き方が必要なのかなという。

○事務局（谷村）　　ここに書かせていただいて、もう行動観察も、レベルがあるかなと思うんですね。この子自身の持っているもの、心理判定であったりとか、24時間、びっちり見て、観察しなければいけない部分というのは、やっぱり一保所すべきかなと。そこで合う、合わないであるとか、集団生活の適応はどうであるとか、いろんな判断をするところは、やっぱり一保所でしたいなというところはあるんですね。

ただ、その後、子どもはやっぱり場所とか環境が変わると見せる顔も変わってきますので、行動観察が全く要らなくなるわけではなくて、場所が変わったことによってどうなるのかという意味では、一保委託した先でも、行動観察というか、集団になるとか、自由になるところ

なるんですというようなのは、必要な形です。

○伊藤座長 (3)のほうで、「一時保護の環境及び体制整備」の〈今後の取組〉の①のところに、「一時保護所の専門性向上に向けた人材育成」とあるけど、保護所だけじゃなくて、一保委託をお願いする施設の職員さんの専門性向上とか、人材育成とかも入れて、どこに行っても、きちんと行動観察なり、アセスメントはあれか、一保と児相ですけど、ほかの行動観察ができるような体制をとります、検討するというところで、ここですね。

○井上委員 そうですね。

○伊藤座長 〈今後の取組〉のところで、ちょっと入れてもらえばなと思うんです。ありがとうございます。

では、9番、自立支援のところはいかがでしょう。

先ほどちょっと話題になりました各施設に自立支援の職員を配置しましょうねというところが、施設の高機能化のところでも出ましたが、それ以外で、地域のことで、先ほど自立援助ホームでの就学者自立生活援助事業がまだ実施してないので、もう就職支援だけではなくて、進学支援のほうも力を入れていくということ、しっかり強調していくということだったと思いますが、それ以外で何か、井上委員、気になったところとかはありますか。

○井上委員 とりあえず、自立援助ホームがないのは仕方がないのかなと思いつつ、これが結構使いにくいというのか、例えば大阪府と大阪市ですか、あれをやってはるところでも、やはり利用者が少ないという。何でかという、やはり施設を出た子どもは施設に戻ってくるんですね。本当はそこに、そういうものがあれば一番いいんですね、本当は。でも、それは実際、制度的にまずないんで、ですから、もうそれは難しいんやろうなと思いつつ、これは見させてもらうんですけど、そういうものがあると、逆に言うたら、アフターケアも全て、そこで賄える部分があるのかなという気はします。

○伊藤座長 ありがとうございます。

ちょっと自立生活援助事業って、アフターケアだけじゃないので、家庭から来る子もいますし、ホーム格差もあって、結構、いつもばんぱんの自立援助ホームもありますので、大阪市内で、だからホーム格差はあるんですけど、堺はないので、これからどうしていくかというところで、〈今後の取組〉の中でも、そういったホームをつくるという方向ではなくて、各施設でのつながりの継続であるとかということですかね。

○井上委員 多分、何かそういう部分というの、言うているあいたスペースを使ってやれ

るように持っていくというのも、1つの考え方かもしれませんね。

○伊藤座長　そうですね。それをここで書くか、施設の高機能化のところで書くかというところですよ。

○井上委員　そうですね。

○事務局（中原）　前回の計画のときに、各施設さんの計画の中で、自立援助ホームをと考えられているところもあったんですけど、今回は、やはり家庭養育とか、ほかの部分の多機能化というところをちょっと重視していただいたので、施設さんの中からの声もなかったの、あった。

○事務局（岩本）　ない。

○事務局（中原）　ないから、ちょっとここが、我々も書けていなかったというところはあ

るんですけれども。  
○伊藤座長　なので、多分、今回の計画での優先順位としては、やっぱり小規模化とか、家庭的養育の推進というところなので、ボリューム的にもそうなるのかなというのはあるんですけど、中長期的に見たときに、それが、何ていうんですか、予定どおりに進めば、本体施設に空きスペースができるので、そこで、一保委託だけではなくて、先ほど出たような退所者の支援のための機能とか、設備を持たせるなり、職員を配置して、しっかり年長児童、年長者の支援もしていくみたいなところを、＜今後の取組＞で、ちょっと薄っすら書けるといいかなと思いますね。両方に書けるといいですね、9番と7番と。

○井上委員　そうですね。ついついアフターケアという部分がね。

○伊藤座長　これはもう、新しい社会的養護ビジョンの中で、パーマネンシーという言葉も何回も出てくるので、多分パーマネンシーって、そこにいてる間だけじゃなくて、出た後のことも含めてのパーマネンシーだと思うので、その出た後もアフターフォローができるということ、何か書いておくことが大事かなと思います。

ありがとうございます。ちょっと進行がいつもうまくいなくて、予定の時間をちょっと15分オーバーしてしまいましたが、以上で、本日の案件は全て終了いたしましたので、いいですか。まだだった、何。

○事務局（中原）　一番最後の10番。

○伊藤座長　うそやん。

○井上委員　相談所の。



○伊藤座長 児童相談所の強化について、10番を忘れていました。いかがでしょうか。ごめんなさい。

○井上委員 これ、堺市は、各区に相談所をつくっていくとか、そういうふうには考えてはらへんのですかね。

○伊藤座長 東京都みたいなイメージですか。

○井上委員 そう。大阪市も何か所か、今つくっていますよね。

○伊藤座長 大阪市は今2つですね。児相相談所が2つで、今度北部につくるか、3つ目をつくるかどうかみたい。

○井上委員 3つ目ですかね。だから、そういうふうな形というのを考えてはらへんのかなと思って。

○事務局(菅原) 今、幾つかのプランを持っているんですけども、それも検討中ございまして、あとは受け皿のといえますか、その用地の問題ですとかという諸問題もありますので、まだ今の時点で、方向性が1本化に決まっているわけではないんですけど、いずれにしても、今のこのスペース、ここで、今後ふえるであろう職員の数をおさめるというのは、無理がありますので。

○伊藤座長 要するに、1年度あたりに15人ずつ増員していったら、絶対ここで仕事ができないと思うので、100人体制、たしかね。

○井上委員 だから、これを書かれるんやったらやっぱり、そういうふうな方向も、ちょっと何か書いときはったほうがええんと違うかなと。

○伊藤座長 現実的に、ここにそれだけ人数が入るのかというところですよ。

○事務局(菅原) そうですね、はい。

○伊藤座長 でも、もう一カ所、児童相談所を増設しますって、なかなかチャレンジングなプランになりますけど、そこまではちょっと書けないけれどもみたいなね。

○事務局(岩本) ちょっと、はい、まだ、すいませんが。

○伊藤座長 というところですよ。でも、体制強化を図る、体制を拡充していくというところになるんですかね。この後、パブリックコメントをいただくので、その中で、そういう意見がたくさん寄せられたら、またちょっと考えなければ、検討しなければいけないかなというふうには思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

体制強化で、児童福祉司と児童心理士の方の人数の増員だけなんですけど、この児童福祉司の中に、里親担当とかも全部入っているんですかね。

○事務局(菅原) はい。

○伊藤座長 ということですね。わかりました。ありがとうございます。

何か虐待対応をふやすとか、里親対応をふやすみたいなことは、体制の強化の係体制の強化のところに反映されている、表現されているという理解でよろしいですか。これは、でもあれか、セクションの分け方を変えるということですかね、機能分化だから。

○事務局(菅原) そうですね、はい。

○伊藤座長 なるほど。どっちを何人ふやすとかいうところまでは、まだちょっと書けない感じですかね、プランとしては。どっちが足りないんだろう、虐待と里親支援とか、育成とか。

○事務局(菅原) 虐待対応件数というのは、どうしても世間の、報道のされ方で、通告件数が相当やっぱり変わってくるんですね。ですんで、このまま、極端にいうと、これほどの伸びが続くのか、高どまりになるのか、もしくはもう少し、若干でも下がってくるのか、その辺によって体制の強化の仕方というのが虐待対策課については、ちょっと幾つかまだのり代がありますので、もう完全に、この100人体制の何十人をどここの課、何十人をどここの課というのは書きづらい部分がありまして。

○井上委員 あと、要保護児童対策地域協議会が各区にございますよね。

○事務局(菅原) はい。

○井上委員 だから、相談所が各区役所にもあるというようなイメージも、また一つの考え方なのかなと思うんですけど、虐待の部分でいいますと、今も何人が派遣されているんですかね、各区に。

○事務局(菅原) そうですね。

○事務局(水谷) いや、児童相談所からの派遣はしていません。

○伊藤座長 派遣はしてないですよ。実務者会議に出たりするぐらいですよ。

○事務局(水谷) そうです、はい、会議には。

○事務局(谷村) 区の担当が、頻繁には行かせていただいているので、本体ではありますけれども、結構、その区役所に行って、一緒にとというのは(聴取不能@2:16:11)。

○井上委員 気になるのが、中区はいいんですけど、中区はたくさんありますし、もう養護施設もありますし心配していません。あちら、美原区とか遠い区がかなりあるんで、その

辺はどうなんやろうとか思ったり、南区も、端のほうに行っちゃいますし、もう堺は広いですから、割合と、ああいう虐待対応というのは、待ったなしで行く話になってきますし。

○伊藤座長　だから社会資源の偏在というのが、どうしても堺はあるので、例えば市町村への相談支援体制の強化みたいなところで、はっきり区への相談支援体制とかバックアップの強化みたいな感じで、資源偏在を気にしていますみたいなことが、書きぶりで伝わってくると、井上先生の今のご指摘というのはクリアできるかなと思いますね。なので、資源が少ない区への児童相談所からのバックアップ体制の強化みたいなことですね。なんで、要対協との連携のところなのか、この辺ですね。

○井上委員　そうですね、どちらかですね。

○伊藤座長　はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で、本日の案件が本当に全て終了いたしましたので、進行を、事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。

○事務局(中原)　伊藤座長、ご進行をありがとうございます。

また、各委員におかれましても、今までにいただいたご意見を再度ご指摘していただいたりとか、新たなご意見も、本当に寒いにもかかわらず、たくさん頂戴いたしましてありがとうございます。

ちょっと、今後のスケジュールのほうのご説明をさせていただきたいと思います。

ピンク色のフラットファイルのほうで、第1回のちょっと懇話会の資料のほうの資料4になります。附箋を張っていただいている分です。

本日いただきましたご意見ですとか、また、きょうも、今後、計画案を持ち帰りいただいて、気づかれた点ですとか、加筆修正する点がございましたら、恐れ入りますが、10月31日までに、事務局のほうに、メール等でご意見いただけたらと思っております。

本日ご欠席の委員の皆様につきましても、同じようにご意見を募っておりますので、それらの内容を、事務局で反映させていただいた計画書案、本当にパブリックコメントにかける前の案に固めさせていただきたいと思いますので、その集約した分を、もう一度、ちょっと再度、委員さんへ送らせていただいて、ご確認いただければというふうに考えております。

資料4のほうに移るんですけども、11月の大体中旬前後ぐらいで、その計画書案、パブリックコメントにかける分を確定させまして、実際のパブリックコメントは、令和2年の年明

け、1月の初中旬ぐらいから開始して、大体1カ月の期間を想定しております。

そして、その寄せられた意見を反映させていただいて、最終的な計画案、こちらのほうを固めまして、ちょっとこちらは2月ごろってなっているんですけど、恐らく3月になってくるかと思うんですけども、3月に、最終の第7回目の懇話会、最終回を開催させていただきたいというふうに考えておりますので、また、ちょっと追って、日程調整のほうをさせていただきますので、年度末になりますが、よろしくお願いいたします。

そして、最後、何とか3月末までには、計画を策定するという形になります。

それでは、また資料につきましては、きょうお持ち帰りいただいても結構です。もうピンクのファイルは不要ということでしたら、置いて帰っていただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

そしたら、長時間に及びましたけれども、本日の懇話会を、以上で終了させていただきたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

以 上